

日向市城山墓園基本方針 (案)

令和 7 年〇月

日 向 市

目 次

はじめに

第1章 城山墓園の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1～3

- 1 城山墓園の沿革
- 2 使用状況
- 3 法的位置づけ

第2章 墓地需要の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4～6

- 1 本市の人口推計
- 2 使用許可件数と返還件数
- 3 墓じまいの進行

第3章 現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7～8

- 1 無縁墓の増加
- 2 市民ニーズの多様化
- 3 墓園内環境の改善
- 4 会計状況の悪化

第4章 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9～10

- 1 埋葬形態の見直し
- 2 会計収支の改善
- 3 墓園環境の適切な運営

第5章 具体的計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11～19

- 1 新たな埋葬形態(合葬墓)の整備
 - (1) 需要の見込み
 - (2) 埋蔵規模の設定
 - (3) 施設の形態
 - (4) 事業規模
 - (5) 施設形態の選定
 - (6) 整備候補地の検討
 - (7) 整備期間および供用開始時期
- 2 会計収支の改善方法
 - (1) 一般墓地の使用料改定
 - (2) 管理料の導入
 - (3) 合葬墓の使用料設定
- 3 墓園環境の改善
 - (1) 施設の環境改善計画
 - (2) 新たな管理運営方法の導入
- 4 具体的な整備・運営改善のスケジュール計画

《参考資料》

- 関係法令・・・・・・・・・・・・・・・・・・20～25
- 日向市営墓地の在り方検討委員会提言内容・・・・・・・・26
- 令和2年度お墓に関する市民アンケート調査・・・・・・・・27～52

はじめに

「日向市城山墓園」（以下、「城山墓園」という。）は、昭和 41(1966)年 9 月から整備をはじめ、今日まで安定的に墓地の供給を行ってきました。

しかしながら、供用開始から 50 年近くが経過した今、少子高齢化や核家族化、単身高齢者世帯の増加など、社会情勢が変化する中でお墓に対する価値観も多様化しており、多くの人が将来のお墓の管理に不安を感じています。

城山墓園においても、「将来お墓を承継する人がいない」「子や孫に負担をかけたくない」「遠方に居住しているためお墓の管理ができない」といった相談が多く寄せられ、さらには、城山墓園内の施設の老朽化や管理が不十分なお墓も散見されることから、城山墓園の将来像を見直す必要があります。

市では、令和 2 (2020)年 8 月に、お墓に関する市民アンケート調査（以下、「市民アンケート調査」という。）を実施したのち、この市民アンケート調査結果をもとに、令和 3 (2021)年 10 月に、外部有識者等で構成される「日向市営墓地の在り方検討委員会」（以下、「在り方検討委員会」という。）を設置しました。

「在り方検討委員会」では、計 5 回にわたり、城山墓園の今後の在り方について協議を重ね、令和 4（2022）年 11 月、「日向市営墓地の今後の在り方についての提言書」（以下、「提言書」という。）を市に提出しました。提言書では、お墓に対する市民ニーズの多様化に対応するための埋葬形態の整備や城山墓園の維持管理費を補うための対策として管理料導入などが提言されています。

この提言を受け、市では、令和 6 (2024)年 10 月に関係各課で構成する「日向市営城山墓園運営方針検討委員会」を設置して今後の方針を検討しました。

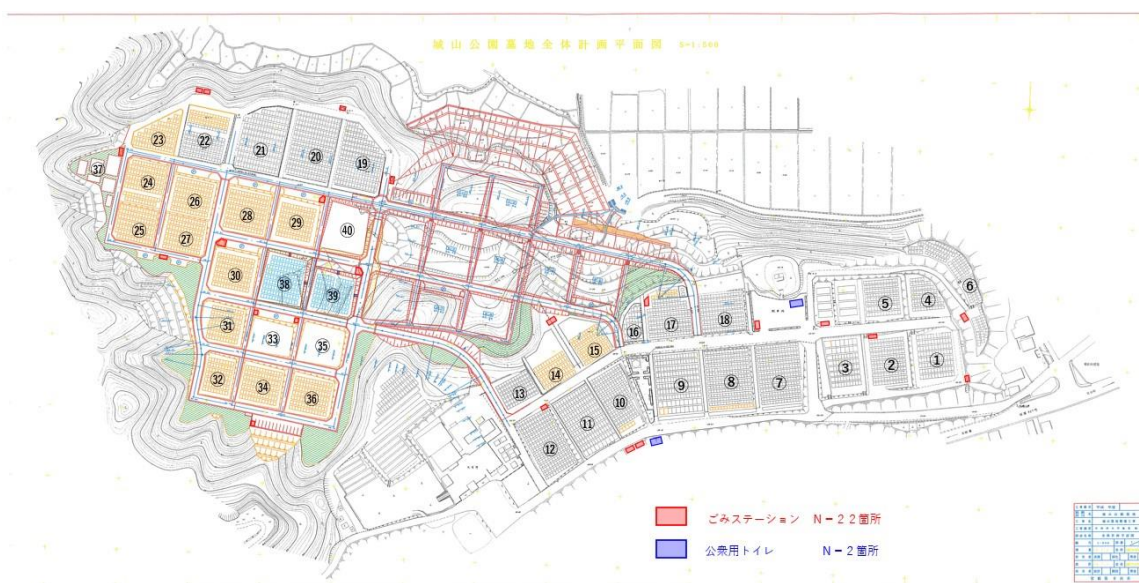
「日向市城山墓園基本方針」は、提言書を踏まえ、城山墓園の将来に向けた運営の指針を示すものです。

第1章 城山墓園の概要

1 城山墓園の沿革

城山墓園は、塩見中山崎の塩見城跡下の丘陵地に位置し、桜や多くの植栽に囲まれ、園内からは市街地が一望できる場所にあります。昭和 39(1964)年に本市が「日向延岡地区新産業都市」の指定を受け、都市計画を進めるために、市内に点在していた地区墓地を集約することを目的に整備が始まりました。その後、昭和 51(1976) 年 7 月からは一般にも供用を開始し、市民の需要に応じて整備を続けています。現在では 総面積 12.7 ヘクタール、4,519 区画を整備しています。

○城山墓園全体計画図



○城山墓園敷地範囲 (航空写真)



○城山墓園墓地区画数

(単位:基)

面積	全体計画	造成済区画
4 m ²	2,000	1,776
5 m ²	2,400	1,947
6 m ²	900	721
その他	100	75
合計	5,400	4,519

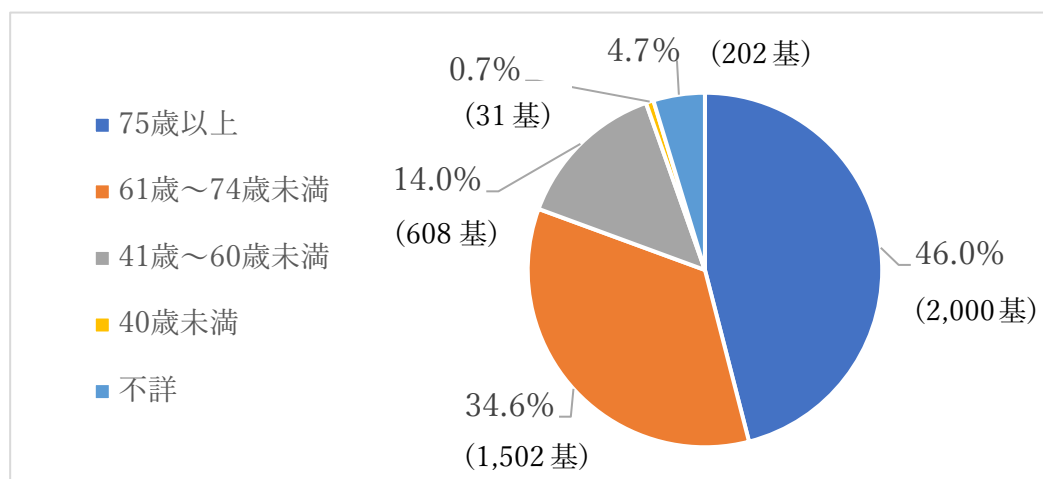
2 使用状況

(1) 各区画使用状況 (令和 7(2025)年 3 月 31 日時点)

(単位:基)

面積	造成済区画	廃止区画	使用可能区画数	使用中区画	空き区画
4 m ²	1,788	43	1,745	1,721	24
5 m ²	1,957	5	1,952	1,882	70
6 m ²	719	2	717	688	29
その他	55	0	55	52	3
合計	4,519	50	4,469	4,343	126

(2) 年代内訳からみる使用状況 (令和 7(2025)年 3 月 31 日時点)



3 法的位置づけ

墓地経営主体は、「墓地、埋葬等に関する法律」(昭和 23(1948)年 5 月 31 日 法律第 48 号) 及び同法に係る国の指針により、「墓地経営主体は、市町村等の地方公共団体が原則であり、これによりがたい事情があっても宗教法人又は公益法人等に限られる。」とされています。

また、「日向市墓地、埋葬等に関する法律施行細則」により、宗教法人が墓地経営を行う場合、

「信者の需要に応じた必要最小限の墓地又は納骨堂を整備する場合」に限り、その経営が認められています。そのため、市民の需要に応える墓地は、市が整備する必要があります。

●日向市墓地、埋葬等に関する法律施行細則（一部抜粋）

第5条 市長は、[法第10条第1項](#)の許可の申請が、[次の各号](#)のいずれかに該当すると認められるものでなければ、[同項](#)の許可をしないものとする。

(1) 地方公共団体が墓地等を経営しようとするとき。

(2) 次に掲げる者が墓地又は納骨堂を経営しようとする場合であって、地方公共団体の経営する墓地又は納骨堂では地域の需要を満たせない等相当の事由があり、かつ、経営の非営利性及び永続性があると市長が認めたとき。

ア 宗教法人が、[宗教法人法第2条](#)の目的を達成するため、信者の需要に応じた必要最小限の墓地又は納骨堂を[同法第3条](#)に定められた境内地に設けるとき。

イ 町又は字の区域その他市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体が、現に設置している墓地又は納骨堂を移転、統合又は拡張整備しようとするとき。

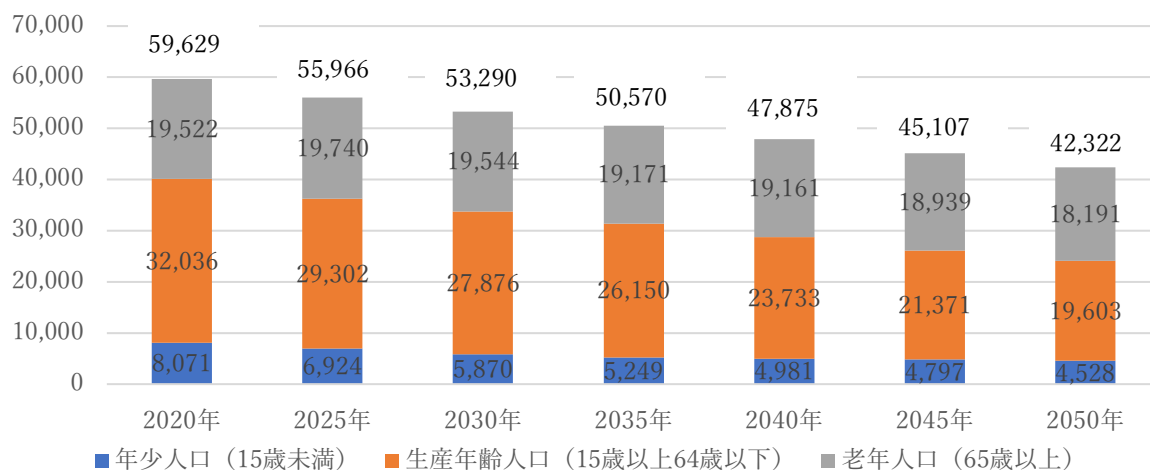
第2章 墓地需要の動向

1 本市の人口推計

本市の人口は、1985(昭和 60)年をピークに以後緩やかに減少しており、2050(令和 32)年には 42,322 人まで減少すると予測されています。一方で、死亡者数は年々増加する見込みです。

○人口推計

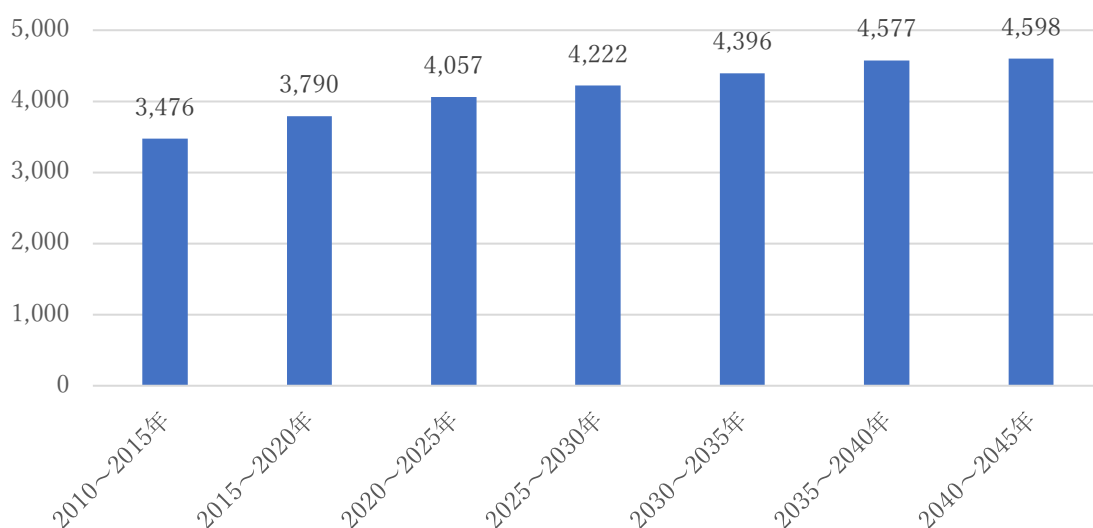
(単位：人)



(出典：日向市人口ビジョン (令和 6 (2024) 年 8 月改訂版))

○死亡者数推計

(単位：人)

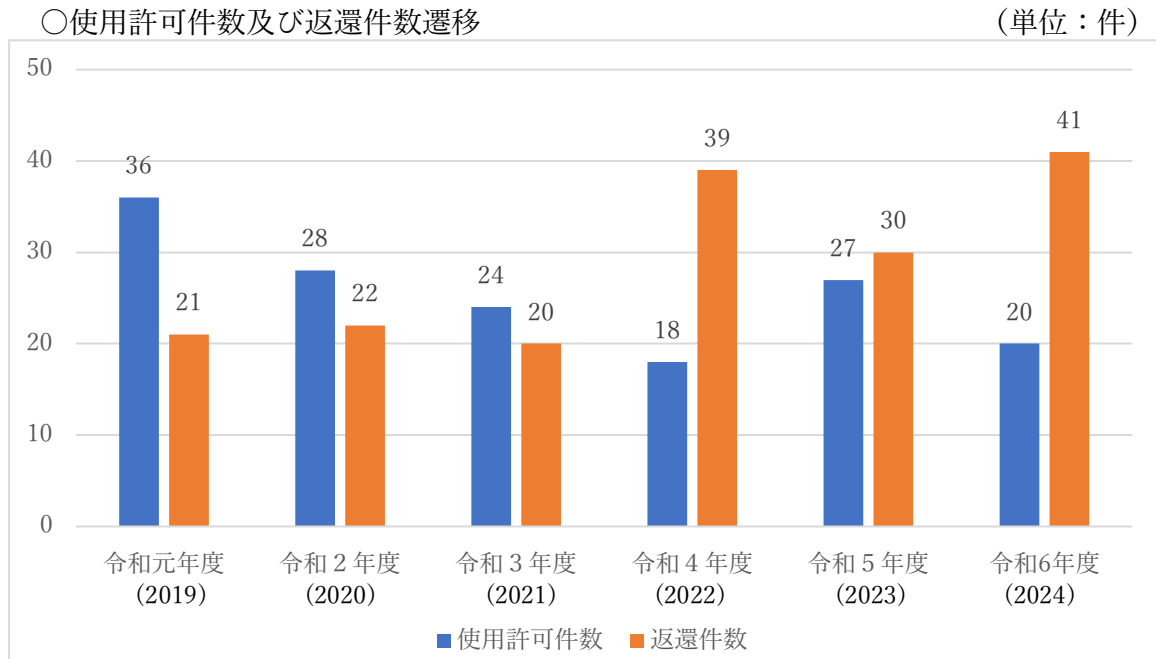


(出典：国立社会保障・人口問題研究所 「日本の地域別将来推計人口からみた将来の死亡数 (平成 30 (2018) 年推計)」)

2 使用許可件数と返還件数

城山墓園の使用許可件数は、毎年 20 件から 30 件程度で推移していますが、返還件数は令和 4 (2022) 年度から 30 件以上となり、令和 3 (2021) 年度までに比べておよそ 10 件以上増加しています。

また、墓じまいや合葬墓、納骨堂の整備に関する問い合わせも年々増加しており、近年の少子高齢化の進展等により、お墓に対する考え方が変化してきていることが、返還件数の増加に影響しているものと考えられます。



3 墓じまいの進行

全国的にみると、墓じまいの進行により改葬件数は増加傾向にあり、平成 25 (2013) 年の約 9 万件に対し、令和 4 (2022) 年には約 15 万件とおおよそ 1.6 倍に増加しています。

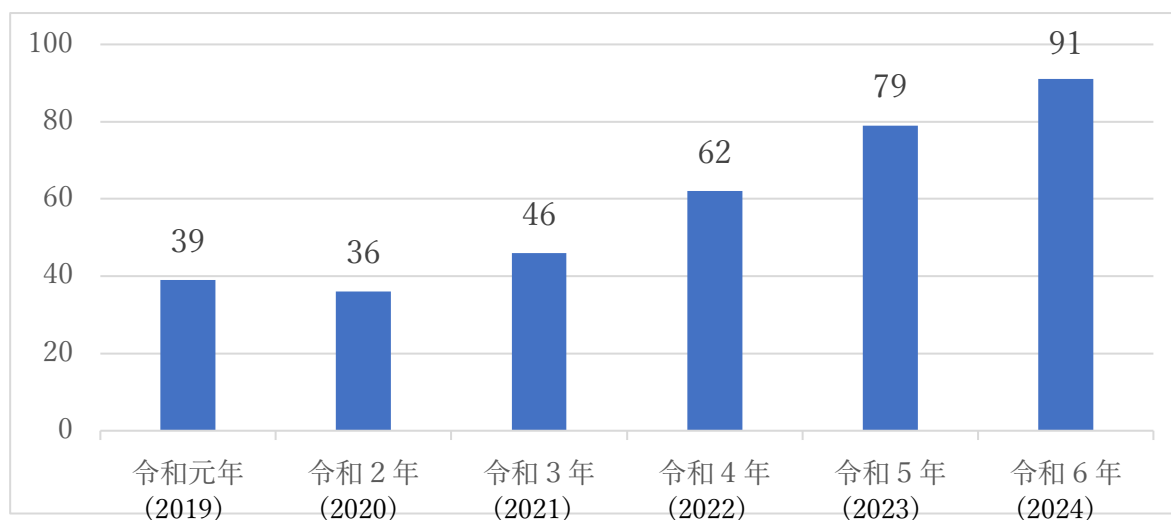
また、本市における改葬件数も、令和元 (2019) 年の 39 件から令和 6 (2024) 年に 91 件と、5 年間で倍増しています。



〈出典：令和 4 (2022) 年度厚生労働省衛生行政報告例〉

○本市における改葬許可件数

(単位：件)



第3章 現状と課題

1 無縁墓の増加

城山墓園は、供用開始から約 50 年が経過して、適切に管理されていない墓所区画が存在しています。いわゆる無縁墓の状態となっており、墓参者がいないため、区画内に雑草などが繁茂し、周辺墓所の環境に悪影響を及ぼしています。そのため、令和 2（2020）年度から、使用者が亡くなっているお墓の相続人を調査し、承継手続の案内を随時行っており、現時点で 8 割以上の承継手続が完了しています。現在、適切に管理されている墓所であっても、少子高齢化の進行や単身高齢者世帯の増加、お墓に対する意識の変化により、今後適切に管理されない墓所の増加が予想されます。このため、無縁化を防止し、使用者が安心して利用できる埋葬施設の整備を行う必要があります。

2 市民ニーズの多様化

近年、「お墓の承継者がいない」「子や孫に負担をかけたくない」といった理由から、お墓の管理に関する相談が増加しています。また、納骨堂や合葬墓、樹木葬など、特段の管理を必要としない埋葬形態を希望する声も寄せられています。現在、市営納骨堂は空きがなく、城山墓園においても従来型の墓所のみであるため、市民ニーズに十分に対応できていません。

今後、宗教法人が運営する墓地や納骨堂を選択する市民が増加することも予想されますが、宗教法人が運営する墓地は、信者の需要に応じた必要最小限の規模に限り経営が認められているため、市民の需要すべてに対応することはできません。

このため、市としては、市民ニーズに合った多様な埋葬形態の整備を検討する必要があります。

3 墓園内環境の改善

近年、駐車場やトイレなど環境改善に対する要望が増えています。現在、駐車場は約 120 台が駐車可能ですが、お盆などの時期には墓地区画付近に駐車する使用者も多く、通行時の安全性が懸念されています。

また、墓園内には公衆トイレを 2 か所整備していますが、1 か所は汲取式トイレであり、市民の利便性や衛生面に問題があるため、浄化槽式の公衆トイレを整備する必要があります。さらに、墓園内通路の舗装や樹木伐採に関する要望も増えており、使用者が安心して安全に利用できるよう墓園全体の環境改善に取り組む必要があります。

4 会計状況の悪化

城山墓園は特別会計で運営していますが、平成 30（2018）年度以降、歳出額が歳入額を上回っているため、一般会計からの繰入が続いています。この原因として、平成 30（2018）年度の区画造成工事による支出の増加や、使用許可件数の減少に伴う墓園使用料の減少が挙げられます。

今後も収入源である墓園使用料だけでは経常的支出を賄うことが難しい状況が見込まれるため、会計状況の改善に向けて運営方法の見直しが必要です。

○城山墓園特別会計変遷（平成 28(2016)年度～令和 5 (2023)年度）

（単位：円）

年 度	歳 入 額		歳 出 額		
	（内繰入金）	使用料 （使用許可件数）		管理 運営費	整備費
平成 28 (2016)	13,731,361 (0)	7,644,120 (55)	8,967,754	5,334,852	3,095,402
平成 29 (2017)	11,719,677 (0)	6,956,070 (51)	7,434,258	6,602,270	99,988
平成 30 (2018)	18,061,129 (8,500,000)	5,275,710 (35)	17,576,235	5,179,265	11,685,220
令和元 (2019)	7,265,834 (1,000,000)	5,780,940 (36)	6,927,320	6,043,920	96,800
令和 2 (2020)	6,677,684 (2,000,000)	4,339,170 (28)	6,422,579	5,424,599	99,000
令和 3 (2021)	5,947,475 (2,000,000)	3,692,370 (24)	5,729,518	4,932,518	137,500
令和 4 (2022)	5,857,957 (3,000,000)	2,640,000 (18)	5,654,354	4,911,854	99,000
令和 5 (2023)	5,493,603 (1,000,000)	4,290,000 (27)	5,047,766	4,882,766	0

○経常的支出の主な内訳

- ・城山墓園管理運営費
清掃業務（ごみ収集）、墓園内除草・樹木剪定業務
- ・墓園内施設維持管理
公衆トイレ清掃、浄化槽検査手数料、水道料・電気料、火災保険料
- ・墓園内維持補修工事
- ・墓地返還に係る使用料返還金

○臨時的支出の主な内訳

平成 28（2016）年度 墓園區画造成工事
 平成 29（2017）年度 造成区画測量設計業務
 平成 30（2018）年度 墓園區画造成工事

第4章 基本方針

1 埋葬形態の見直し

城山墓園は、宗教を問わず永続的に使用できるため、今後も市民の需要が見込まれます。しかしながら、墓じまいが増加する中で、城山墓園にある従来の「家」ごとに管理するお墓だけでは、多様化する市民ニーズに対応できません。

そのため、第3次日向市総合計画の「4-3 生活安全対策の推進」においては、「墓の無縁化防止などの適正な管理に努めるとともに多様な埋葬形態について慎重に検討すること」を掲げており、今後、新たな埋葬形態の整備を検討することとしています。

県内には、新たな埋葬形態として骨壺をひとつの建物に納める「合葬墓」や「納骨堂」を整備している自治体があります。それぞれの埋葬形態には、次のような特徴があります。

項 目	合 葬 墓	納 骨 堂
承 継	承継を必要としない	家族・親族による承継が必要
埋 葬 方 法	・ひとつの施設に多数の焼骨を一緒に埋蔵する ・施設内に立ち入ることはできないため埋葬に立ち会えない	・ひとつの施設内に多数の納骨壇を設け、個別に焼骨を収蔵する ・施設内で埋葬に立ち会える
墓 参 り	施設の外に設置された共同の献花台でお参りをすることができる	施設内の各納骨場所の前でお参りをすることができる
維 持 管 理	施設管理者が行う	施設管理者が行う
改葬の可否	原則、不可	可能

第3章「現状と課題」で示したとおり、現在、無縁墓の増加が問題となっており、承継を必要とせず、維持管理を施設管理者が行う合葬墓が市民ニーズに適していると考えられます。そのため、新たな埋葬形態として「合葬墓」を整備することとします。

なお、一般墓地の新たな区画の整備については、相当な費用を要することに加え、使用許可件数の減少や返還数の増加を踏まえ、既存の区画数にとどめ、造成は行わないこととします。

2 会計収支の改善

「在り方検討委員会」による管理料の導入に係る提言のほか、墓園をめぐる社会情勢の変化等を鑑みて、昭和56年以降見直しを行っていない墓園使用料の改定及び管理料の導入を柱として、会計収支の改善を図っていきます。

○墓園使用料の改定変遷

年 度	使用料（㎡当たり）	管理料（年額）	返 還 金
昭和 41 年（1966）	6,000	100	1 年以内だと半額返還
昭和 49 年（1974）	8,000		
昭和 50 年（1975）		廃止	規則で定める
昭和 52 年（1977）	13,000		
昭和 56 年（1981）	33,000		
令和 7 年（2025）			1 年以内は 80 % 返還 1 年を超え 3 年以内は半額

3 墓園環境の適切な運営

近年、老朽化に伴う施設の修繕や公衆トイレの新設など、使用者からの要望が増加しています。今後、使用者に管理料の負担を求めるにあたり、使用者の利便性向上や施設機能の維持を目指した環境改善に取り組むなどして要望に応えていきます。

また、将来にわたり安定的に施設管理を行う方策として、「指定管理者制度」の導入を検討します。民間のノウハウを活用することで、効率的かつ質の高いサービスの実現を目指します。

第5章 具体的計画

今後の城山墓園を安定的に運営するために、第4章「基本方針」に基づき、「新たな埋葬形態（合葬墓）の整備」「会計収支の改善方法」「墓園環境の改善」の3つの観点について、具体的計画としてとりまとめます。

1 新たな埋葬形態（合葬墓）の整備

（1）需要の見込み

墓地需要数を推計する際に、「大阪府方式」や「森岡方式」等の算定方式が用いられています。合葬墓の需要については、多くの自治体で採用されている「大阪府方式」を参考にし、本市独自の数値を用いて需要数見込みを算出します。

本市における合葬墓の年間需要者数の推計

① 世帯数 × ② 定着指向係数 × ③ 死亡発生率 × ④ 墓地未所有率 × ⑤ 合葬墓希望率

① 令和6（2024）年度末世帯数 **25,110 世帯**

② 定着指向係数（第3次日向市総合計画策定のための 日向市民アンケート調査） **76.0%**

③ 死亡発生率（令和6（2024）年度死亡者数 884 件/25,110 世帯） **3.5%**

④ 墓地未所有率（令和2年度 お墓に関する市民アンケート調査） **27.7%**

⑤ 合葬墓利用希望率（令和2年度 お墓に関する市民アンケート調査） **39.3%**

以上の結果から、年間需要者数を算定すると下記ようになります。

①25,110 世帯 × ②76.0% × ③3.5% × ④27.7% × ⑤39.3% ÷ **⑥73（体/年）**

（2）埋蔵規模の設定

埋蔵規模は、安定的に埋蔵場所を市民に提供するために、長期にわたり市民ニーズに応えられる規模を検討する必要があります。「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に基づき、合葬墓の耐用年数を50年とした場合の埋蔵可能数を算定すると下記ようになります。

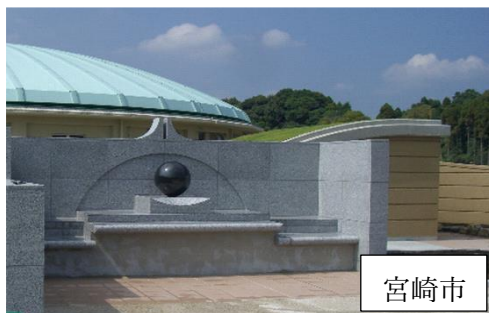
⑥73 体 × 50 年 = **3,650 体**

（3）施設の形態

合葬墓を整備するにあたり、先進自治体の事例を参考にすると、以下の3つの施設形態が考えられます。施設形態を決定する際には、市民の価値観等が影響するため、どの埋葬方法が適しているか慎重に検討する必要があります。また、大規模地震への対応も視野に入れ、施設の耐震性や遺骨の安全面についても考慮する必要があります。

埋 葬 形 態	埋 葬 方 法	メ リ ッ ト
A 個別埋蔵方式	骨は骨壺に入れて埋蔵し、安置から一定期間が経過した後、併設されている合祀墓へ改葬する	骨壺に入れて安置するため「B 直接合葬方式」に抵抗感がある遺族も利用しやすい
B 直接合葬方式	遺骨は粉状にして納骨袋に入れ、埋蔵する	管理の負担が少なく、「A 個別埋蔵方式」よりも多くの遺骨を埋蔵できる
C ハイブリッド方式	「A 個別埋蔵方式」と「B 直接合葬方式」を組み合わせた方法で、個別埋蔵施設に安置されている遺骨は一定期間が経過した後に、直接合葬施設へ改葬する	希望者の価値観に合わせて選択することが可能になる

■合葬墓の先行都市



宮崎市



都城市



茨城県北茨城市



栃木県真岡市

【参考：他自治体の埋蔵規模・運用方法】

施 設 名	人 口 令和7(2025)年 4月1日現在	埋蔵可能数	受 付 方 法
宮崎市南部墓地公園(個別)	391,823 人	3,120 体	随時 (生前予約可)
都城市上長飯霊地公園(個別)	158,901 人	1,542 体	随時 (生前予約可)
茨城県北茨城市泉沢霊園(直接)	38,722 人	650 体	随時 (生前予約可)
栃木県真岡市長田霊園(直接)	76,498 人	3,000 体	随時 (生前予約可)

ア 埋蔵可能数

【埋蔵方式別の運用想定】

先に推計した合葬墓の埋蔵可能数（3,650 体）に、本市における人口減少率を加味して、施設埋蔵数の合計を 3,500 体と設定します。

埋 葬 形 態		埋 蔵 数	運用年数
A 個別埋蔵方式		3,500 体 (20 年経過後、合祀墓へ改葬)	50 年
B 直接合葬方式		3,500 体	
C ハイブリッド方式	個別埋蔵	1,000 体 (20 年経過後、直接合葬墓へ改葬)	
	直接合葬	2,500 体	

イ 埋蔵施設の規模

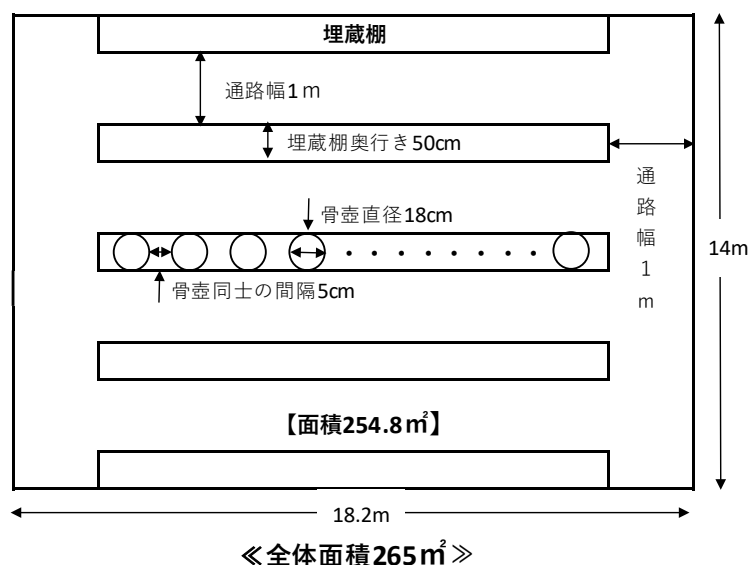
埋蔵方式ごとの施設規模については、それぞれに検討条件を指定して算定を行います。

A 個別埋蔵方式

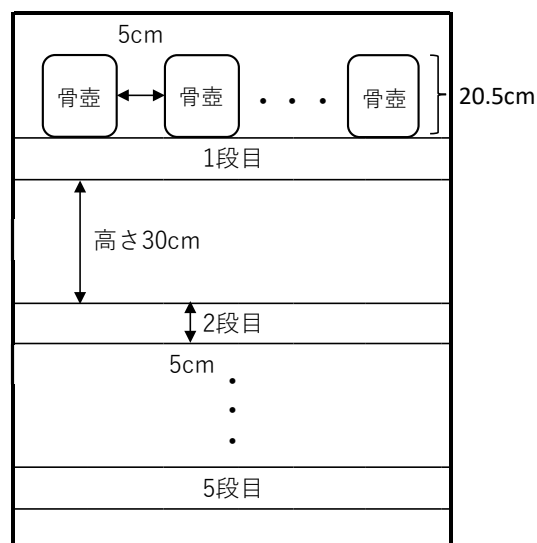
●検討条件

- ・埋蔵する骨壺は、6 寸壺（直径約 18cm、高さ約 20.5cm）に指定する。
- ・骨壺を埋蔵する棚の構造は 1 列 5 段組（1 段 70 体ずつ埋蔵可能）とし、10 台設置する。
- ・棚の幅は 50cm、骨壺同士の間隔は 5cm とする。
- ・室内の動線は、埋蔵棚の間と埋蔵棚の両端に 1m 幅の通路を確保する。
- ・施設維持管理用として 10 m²程度のスペースを別途確保する。

○施設イメージ図



○埋蔵棚イメージ図

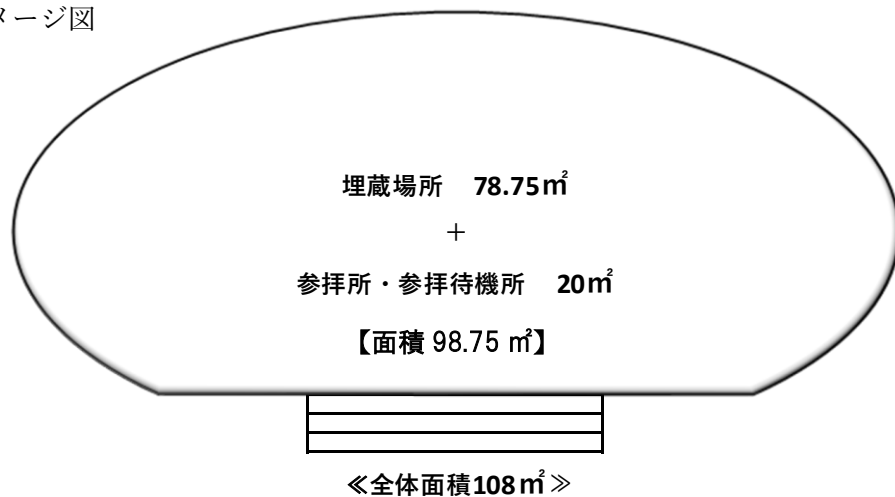


B 直接合葬方式

●検討条件

- ・埋蔵場所は、遺骨 1 体分に対して 15cm 四方（0.0225 m²）のスペースが必要と仮定する。
- ・参拝場所は 1 人 1 m²、最大 10 人が同時に参拝できる広さとし、参拝の待機スペース、動線の確保も考慮して全体 20 m²の広さとする。
- ・施設維持管理用として 10 m²程度のスペースを別途確保する。

○施設イメージ図

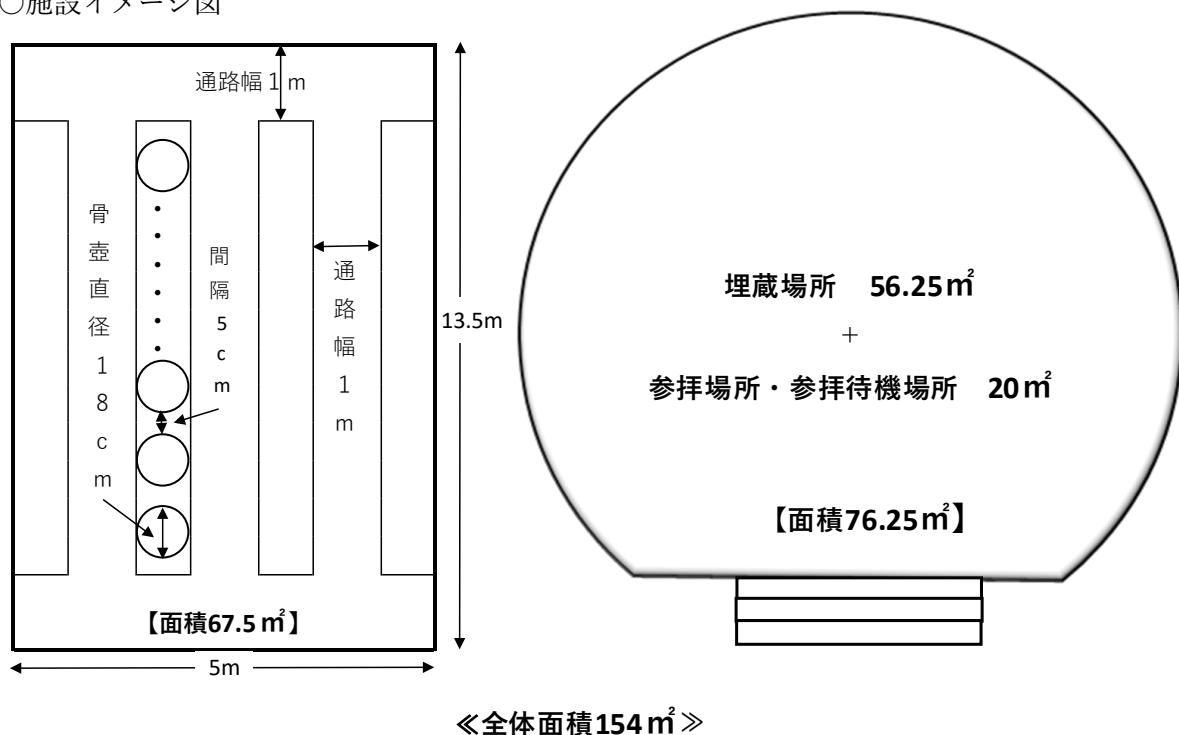


C ハイブリッド方式

●検討条件

- ・個別埋蔵室は、埋蔵棚を 4 台設置、1 列 5 段組で 1 段 50 体ずつ骨壺を埋蔵可能とする。
- ・室内の動線は、1 m 幅の通路を 3 本、埋蔵棚間に 1 m 幅の通路を確保する。
- ・直接合葬スペースは、「B 直接合葬方式」の検討条件を用いる。
- ・施設維持管理用として 10 m²程度のスペースを別途確保する。

○施設イメージ図



(4) 事業規模

次に、合葬墓を整備するにあたっての事業規模を算定します。事業規模の算定においては、資材高騰等の影響も懸念されるため、慎重に検討する必要があります。以下で算定している整備費用は他自治体の整備費用や資材高騰を考慮した概算の金額となります。

ア 想定単価 ※設計費には省エネ法適合分を考慮する

項 目	合 葬 墓			ト イ レ	土 木 工 事
	個別埋蔵	直接合葬	ハイブリッド		
建 設 面 積	265 m ²	108 m ²	154 m ²	40 m ²	3,400 m ²
設 計 費	5,000 千円	6,000 千円	11,000 千円	3,000 千円	3,000 千円
建 設 単 価	440 千円／m ²			650 千円／m ²	積上
内 容 規 模	スロープ式通路有 什器（棚等）			R C 造 多機能式浄化槽	土地造成、駐車場 整備、道路舗装

イ 整備費用の想定額

(単位:千円)

埋 葬 形 態	建設費	土木費	トイレ建設費	合 計
A 個別埋蔵方式	122,000	51,000	29,000	202,000
B 直接合葬方式	54,000			134,000
C ハイブリッド方式	80,000			160,000

(5) 施設形態の選定

以上のことを踏まえて、市民の価値観にあわせた埋葬形態を選択できる点や整備費用などを総合的に考慮し、「C ハイブリッド方式」による施設整備を進めていきます。

なお、個別埋蔵された遺骨を直接合葬施設へ改葬する時期は 20 年後とします。

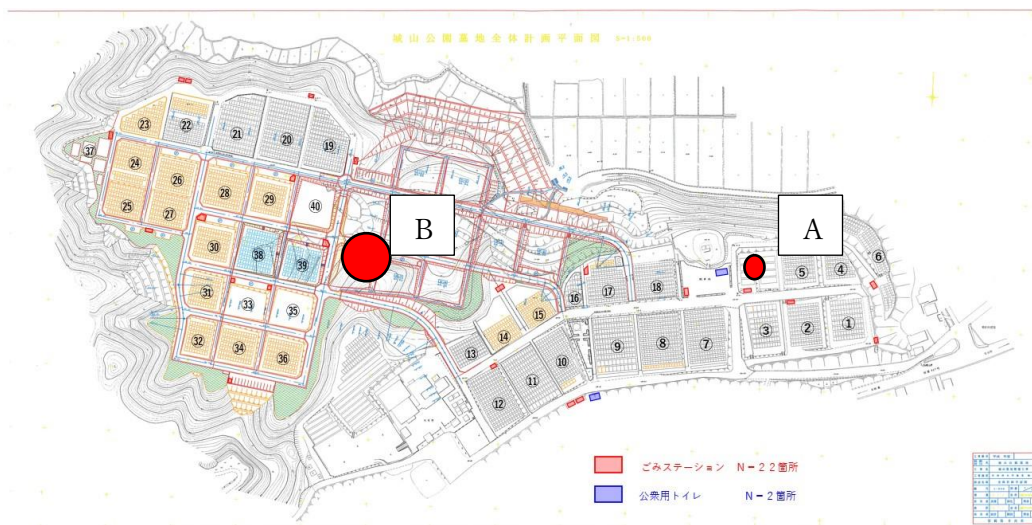
(6) 整備候補地の検討

新たに土地を確保して墓地を整備する場合、「日向市墓地、埋葬等に関する法律施行細則第 6 条」において、「墓地区域と病院、公園、住宅等との間に 100 メートル以上の距離があること」が要件とされています。

現状は、市内で新たに用地を確保することは困難であること、また墓園敷地内で整備を行う方が適正に管理できることから、城山墓園内を候補地として検討します。

候補地は、次の「ア 城山墓園内の建設候補地」で示す 2 か所です。

ア 城山墓園内の建設候補地



イ 候補地の比較

	A 候補地（区画 5 西側）	B 候補地（区画 40 東側）
現況写真		
地形	概ねフラットで整地の必要性はない	木々に覆われており、整地する必要あり 整備範囲によっては盛土を行う必要あり
面積	・面積が狭いため、合葬墓の建設のみとなり、駐車場や公衆トイレなどの整備はできない	・面積が広いため、余裕を持って建設でき、駐車場や公衆トイレなどの整備も可能
周辺環境	・駐車場、公衆トイレもそばに整備されているが、お盆、正月など墓参者が増加する時期は駐車場が足りない ・合葬墓の整備後は更に混雑するおそれがある	・A 候補地に比べて、合葬墓周辺に駐車場を確保することができるため、混雑緩和が見込める ・公衆トイレが近くにないため、整備を検討する必要あり

	A 候補地（区画 5 西側）	B 候補地（区画 40 東側）
配置イメージ	 A 配置図 1/300	 B 配置図 1/1000

墓園内で合葬墓を整備する際は、駐車場や公衆トイレなどを併せて整備する必要があることから、それぞれの候補地を比較検討した結果、「**B 候補地**」に整備することとします。

（7）整備期間および供用開始時期

合葬墓の整備期間は3年間とし、初年度に設計業務、2年目に造成工事、3年目に建設工事を行うものとします。整備時期については、今後需要が高まってくることが見込まれるため、5年以内の供用開始を目指します。

2 会計収支の改善策

（1）一般墓地の使用料改定

現在、一般墓地の土地使用料のみを徴収しており、使用料は昭和 56(1981)年度以降改定しておらず、他自治体と比べ比較的安価な料金設定となっています。今後は、施設の老朽化及び環境改善に伴う整備等への対応を考慮し、使用料の改定を行います。

改定にあたっては、他自治体の事例を参考にするなど、5年ごとに見直しを行います。

（2）管理料導入

公平で安定した墓園の管理運営を行うため、適正な受益者負担の観点から管理料を導入します。

管理料は、共有スペースの清掃、草木の剪定や植栽、園内施設の維持・修繕など、さまざまな用途に充て、墓園全体の環境維持に加え、災害時の対応や防犯対策など、安全で安心な環境を確保するために重要な役割を果たします。

管理料の設定にあたっては、使用者の負担を考慮した低廉な料金とともに、墓園の整備や管理運営に係る経費を将来にわたって確保することが前提となります。管理料の額は、5年間の管理運営費（想定額）を踏まえて決定し、5年ごとに見直しを行います。

また、今後は貸出区画を制限し、管理範囲を整理するなど、管理運営費の抑制にも努めていきます。

(3) 合葬墓の使用料設定

合葬墓の使用料は、遺骨 1 体あたりの金額として設定し、生前予約を原則とし、使用許可を受ける際に徴収します。使用料の設定にあたっては、整備費に加え、管理運営費を含めて算定し、「個別埋蔵」については、20 年後に直接合葬に改葬する費用も考慮して算定します。

したがって、管理料については別途設定しません。使用料の額は、起債の償還期間を考慮し、25 年間の管理運営費（想定額）を踏まえて決定し、一般墓地と同様に 5 年ごとに見直しを行います。

3 墓園環境の改善

(1) 施設の環境改善計画

合葬墓建設後は、お盆などの時期に多くの来場者があると予想されます。そのため、合葬墓の建設と併せて、新たな駐車場や公衆トイレの整備も行うこととします。

(2) 新たな管理運営方法の導入

墓園全体の環境維持業務の担い手として、新たに「指定管理者制度」を導入し、多様化する利用者ニーズに応えていきます。この制度の導入により、線香や生け花の販売、墓の清掃代行サービスなど新たなサービスの提供が可能となり、墓園内の管理水準の向上が期待されます。

また、合葬墓の導入後は、埋蔵する遺骨の受付、一時保管、所定の場所への確実な埋蔵など、合葬墓の全体の管理に関わる新たな業務が想定されます。

将来にわたり墓園全体の美観や安全性を継続的に保ち、遺族が直接足を運べない場合でも故人が安らかに眠る環境の構築が期待されます。

4 具体的な整備・運営改善のスケジュール計画

本構想の期間は、令和 7(2025)年度から 11(2029)年度までの 5 年間とします。5 年経過後に使用料及び管理料の見直しを行うなど、本構想の改訂を進めながら適正な墓地運営を図っていきます。

事業スケジュールを一覧表で示すと、次のとおりです。

《事業スケジュール》

項 目		R 7 年度 (2025)	R 8 年度 (2026)	R 9 年度 (2027)	R 10 年度 (2028)	R 11 年度 (2029)
基本方針策定		方針策定 →		進 捗	管 理	→
使用料改定			使用料改定 →			
管理料導入			管理料導入 →			
合 葬 墓	整備計画策定		計画策定 →			
	設 計		測量・建築設計 →			
	整 備			土地造成等 →	合葬墓建設 →	
環境整備				駐車場整備 →	トイレ建設 →	
供用開始						供用開始 →
指定管理者制度導入				導入検討 →		制度導入 →

《参考資料》

○日向市墓園条例

昭和41年3月29日

条例第15号

(設置)

第1条 市は、日向市大字塩見字中山崎に日向市城山墓園(以下「墓園」という。)を設置する。

(使用の許可)

第2条 墓園を使用しようとする者は、墓園使用許可申請書を提出して、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により許可を受けた者に、市長は、墓園使用許可書を交付する。

(使用の目的)

第3条 墓園は、墓地埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第4条の焼骨を埋蔵する目的以外には使用することができない。ただし、石碑、形像類の建設又は祭祀に伴う使用については、この限りでない。

(使用者の資格)

第4条 墓園を使用しようとする者は、本市に住所を有し、墳墓の祭祀を主宰する者でなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めたときは、この限りでない。

(設備制限及び費用負担)

第5条 市長は、使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)に対し、使用場所(以下「墓所」という。)について条件をつけ、又は維持管理上必要な設備その他の負担を負わせることができる。

(使用権の制限)

第6条 墓所の使用権は、売買、譲渡又は転貸することはできない。

(使用の承継)

第7条 使用者が死亡等により墳墓の祭祀ができなくなつたときは、祭祀の全部を承継した承継者が市長の許可を得て、承継することができる。

(使用場所の返還)

第8条 墓所が不用になつたときは、使用者は、墓所を原形に復し、市長に返還しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、現状のまま返還することができる。

(墓所の変更及び返還措置)

第9条 市長は、墓園の管理上必要があるときは、使用者の同意を得て、墓所の変更又は返還をさせることができる。

2 前項の規定により、変更又は返還をさせたときは、市長は、使用者に対し、他の墓所及び移転に要する経費を交付する。

(使用許可の取消し)

第10条 市長は、使用者が次の各号の一に該当する場合は、墓園の使用許可を取り消すことができる。

(1) 墓所を第3条の目的以外に使用したとき。

(2) 売買、譲渡又は転貸したとき。

(3) その他この条例若しくはこれに基づく規則に違反したとき。

2 前項の規定により使用許可を取り消されたときは、使用者は、直ちに、その墓所を原形に復し、市長に返還しなければならない。

3 使用者が前項の措置を行わないときは、市長がこれを行ないその費用は、使用者であつたものから徴収する。

(使用権の消滅)

第11条 次の各号の一に該当する場合は、墓園の使用権は、消滅する。

(1) 使用者が死亡し、5年を経過しても、その承継者から承継使用の申請がないとき。

(2) 使用者が住所不明となり10年を経過しても、その承継者から承継使用の申請がないとき。

2 前項の規定により使用権が消滅したときは、市長は、その墳墓を無縁墳墓として市が祭祀する墳墓に改葬することができる。

(墓所の制限)

第12条 墓所の使用は、使用者1人につき1墓所とする。ただし、市長において特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(墓所の区分)

第13条 墓所の区分は、次の表のとおりとする。

区 分	面 積
A	4平方メートル
B	5平方メートル
C	6平方メートル
D	12平方メートル

(使用料)

第14条 使用者は、墓園の使用許可を受ける際、墓所1平方メートルにつき33,000円の使用料を納めなければならない。

(公共事業等による使用料の免除)

第15条 市の施行事業等による墓地移転のため提供した墓所に係る使用料は、免除することができる。

(使用料の減免)

第16条 市長は、災害その他特別の理由により必要があると認めたときは、使用料を減免することができる。

(使用料の返還)

第17条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、別に定めるところにより使用料の一部を返還することができる。

(土地の一時使用)

第18条 使用者が墓所の使用に伴う工事等のため墓園内を一時使用しようとするときは、墓園内土地使用許可申請書を提出し、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により許可を受けた者に、市長は、墓園内土地使用許可書を交付する。

3 前項の規定により許可を受けた者が工事等のため墓園内の土地、施設又は樹木を損傷したときは、原形に復さなければならない。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和41年4月1日から施行する。
- 2 日向市有墓地使用条例(昭和27年日向市条例第29号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。ただし、旧条例によつて現に使用中のものは、この条例の第6条及び第7条の規定を準用する。

附 則(昭和49年3月28日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年4月1日条例第4号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

(墓園管理料及び納骨堂管理料に係る経過措置)

- 2 この条例施行の際現に未納の墓園管理料及び納骨堂管理料がある場合は、なお従前の例による。

附 則(昭和52年9月30日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和56年12月23日条例第23号)

- 1 この条例は、昭和57年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に墓園の使用許可を受けている者に係る使用料については、改正後の第14条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

昭和41年8月20日

規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、日向市墓園条例(昭和41年日向市条例第15号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可)

第2条 条例第2条第1項の規定により許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、墓園使用許可申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)にその者の住民票の写しを添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、申請書の提出があつたときは、その要否を決定し、墓園使用許可書(様式第2号)又は墓園使用不許可通知書(様式第2号の2)を当該申請者に交付するものとする。

3 前項の場合において、申請者が申請書を提出した日(以下「申請日」という。)から3月を経過した日又は申請日の属する会計年度の3月31日までのいずれか早い日までに使用料を納付しないときは、許可しないものとする。

4 条例第4条ただし書に規定する「相当の理由」とは、市内に所在する墓地を使用している中で、その者の墓所が公共事業により収用され、又は災害によりなくなつたときをいう。

第3条 同一墓所に同時に2人以上の使用許可の申請があつた場合は、くじによつて使用者を定める。

(使用条件)

第4条 条例第5条の規定による使用者に対する条件は、次のとおりとする。

(1) 碑石及びこれに類する物の高さ 3メートル以下

(2) 周壁の高さ 90センチメートル以下

2 前項各号の碑石等の高さは、整地面から設備の最高部までをいう。

(焼骨の埋蔵)

第5条 使用者は、焼骨を埋蔵しようとするときは、市長に墓園使用許可書を提示し、埋蔵届(様式第3号)を提出しなければならない。

(使用権の承継)

第6条 条例第7条の規定により使用権を承継しようとする者は、墓園使用承継許可申請書(様式第4号)に市長が指示する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により墓園使用承継許可申請書の提出があつたときは、直ちに審査し、支障がないと認めるときは、使用権を承継しようとする者の氏名を記載した許可書を交付するものとする。

(墓所の返還)

第7条 条例第8条の規定により墓所を返還しようとする者は、市長に墓園返還届(様式第5号)に墓園使用許可書を添えて届け出なければならない。

(使用許可の取消し及び使用権の消滅)

第8条 市長は、条例第10条の規定による使用許可の取消し又は条例第11条の規定による使用権の消滅があつた場合は、その旨を文書で使用者に通知するものとする。ただし、使用者の住所、居所その他送達すべき場所が不明のため文書の到達が不可能の場合は、公示送達し、及び市広報に掲載するものとする。

(墓所の制限の特例)

第9条 条例第12条に規定する特別の理由とは、市内に所在する墓地を使用している者で、その者の墓所が公共事業により収用された場合において、当該墓所にあつた遺骨又は焼骨を墓園の一の墓所に埋蔵することができない場合をいう。

(使用料の減免)

第10条 条例第16条の規定による減免は、次の各号に定めるところによる。

(1) 市内に所在する墓地を使用している者でその者の墓所が公共事業により収用され、その補償を受けなかつたもの 使用料の免除

(2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受けている者 使用料の3分の1を減額

(使用料の返還)

第11条 条例第17条ただし書の規定により使用料を返還する特別な理由があると市長が認める場合とは、使用許可を受けた墓所に焼骨の埋蔵又は石碑等の建設をしていない場合で、かつ、墓園の使用許可を受けた日から起算して3年以内において第7条の規定による当該墓所の返還の届出があつた場合とする。

2 前項の場合において、返還する使用料の割合は、別表に定めるとおりとする。

(墓園の一時使用)

第12条 条例第18条の規定により墓園を一時使用しようとする者は、墓園内土地使用許可申請書(様式第6号)に設計書、図面及び仕様書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する墓園内土地使用許可申請書の提出があつたときは、直ちに審査し、支障がないと認めるときは、墓園内土地使用許可申請書(様式第7号)を当該申請者に交付するものとする。

(許可書の再交付)

第13条 使用者が許可書を紛失し、又は汚損したときは、許可書再交付申請書(様式第8号)を提出し、再交付を受けなければならない。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年4月1日規則第9号)

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則(昭和52年9月30日規則第19号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則公布の日において、すでに墓所を有する者にかかる墓所の返還については、その者が取得した日の属する年を起算年として、別表の適用を受けるものとする。

附 則(昭和57年3月31日規則第3号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第11条の規定により使用料を返還する場合において、昭和52年9月29日以前の納付に係る使用料は、同条の規定にかかわらず、1平方メートルにつき8,000円とする。

附 則(平成6年7月15日規則第25号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年3月31日規則第8号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成8年9月30日規則第16号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成8年10月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日規則第62号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年8月24日規則第30号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和7年1月17日規則第2号)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に返還の届出がなされた墓所に係る使用料の返還については、なお従前の例による。

別表(第11条関係)

墓園の使用許可を受けた日 からの経過年数	返還する使用料の割合
1年以内	80パーセント
1年を超え3年以内	50パーセント

○日向市営墓地の在り方検討委員会提言内容

提言 1 多様な埋葬形態の検討

令和2(2020)年8月に実施された市民アンケート調査を見ると、墓地の将来の管理に不安を感じている人が多いことが明らかになり、約半数の人が、今後納骨堂や合葬墓の整備を期待すると回答している。

近年、承継者となる親族がいない、子や孫が遠方のため管理の負担をかけたくないなどといった理由から、将来の管理に不安を残さず、かつ無縁化の防止につながり、誰もが安心して利用できる埋葬形態が求められている。

自治体には墓地を安定的に供給する役割があることから、納骨堂や合葬墓など多様な埋葬形態の中で、市民のニーズにあった施設の整備を検討する必要がある。

整備を検討するにあたっては、財政面を考慮しながら、市民の需要に応じた適切な規模とし、かつ無縁化を防止するため管理期限を設けるなど対策を講じることが必要である。

提言 2 管理料の導入

現在、城山墓園では、使用許可申請時に使用料を徴収しているが、年間の管理料は徴収していない。墓地需要の低下から、近年使用料収入で維持管理費が賄えず、一般会計から支出せざるを得ない状況となっており、早期に改善する必要がある。維持管理費等については、受益者である墓地使用者が負担することが原則であることから、年間の管理料を導入すべきである。

なお、城山墓園の管理料の導入にあたっては、永続的に維持管理ができ、かつ使用者の負担を考慮した低廉な料金設定とする必要がある。また、市営納骨堂についても管理料を導入する必要があると考える。

提言 3 これからの墓地運営について

近年、墓地区画の年間の貸出と返還の件数は同程度で推移しており、現在100区画前後の貸出可能な区画が確保されている。アンケート調査からは、将来にわたり一定の需要はあるものの、墓じまいを検討している人の割合が高いことも明らかとなっている。

そのため、新たな区画の造成については、多額の費用が生じることから土地区画整理事業等に伴う新たな需要が生じない限り、当面は必要ないと判断する。

また、現在無縁化している墓地の改葬を進めるとともに、無縁化を防ぐ対策を平行して進めていきたい。

これからも墓地公園として市民や使用者が安心して利用できるよう、適正な施設の運営管理をお願いしたい。

○令和２年度お墓に関する市民アンケート調査

一般市民からの回答

○送付数…1300 件（令和２年８月１日時点で 30 歳以上 80 歳未満の世帯主を住民基本台帳から無作為抽出）

返戻数…2 件

回答数…574 件

回収率…44.2%

○調査期間 令和２年８月 28 日から 9 月 25 日まで

○調査方法 郵送自記式(返信用封筒を同封)

※構成比は小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100%にならない場合があります。

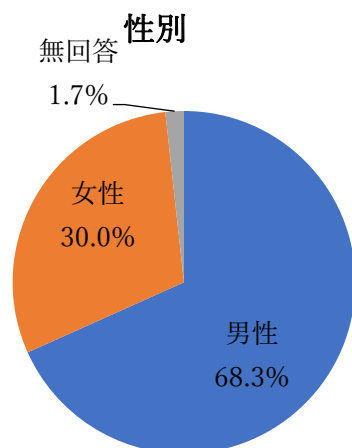
その他の意見、自由記述については、主なものを抜粋しています。

あなたご自身について

問 1 あなたご自身についておたずねします。

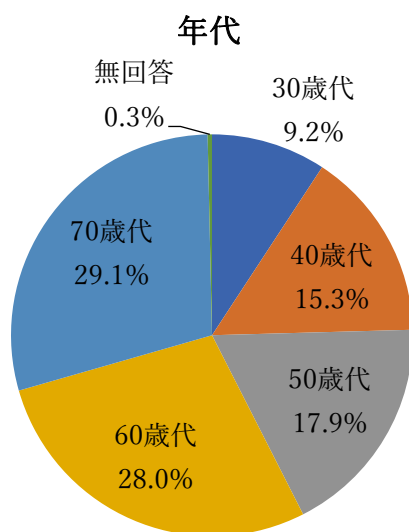
性別

	回答数	構成比
男性	392	68.3%
女性	172	30.0%
無回答	10	1.7%
計	574	100.0%



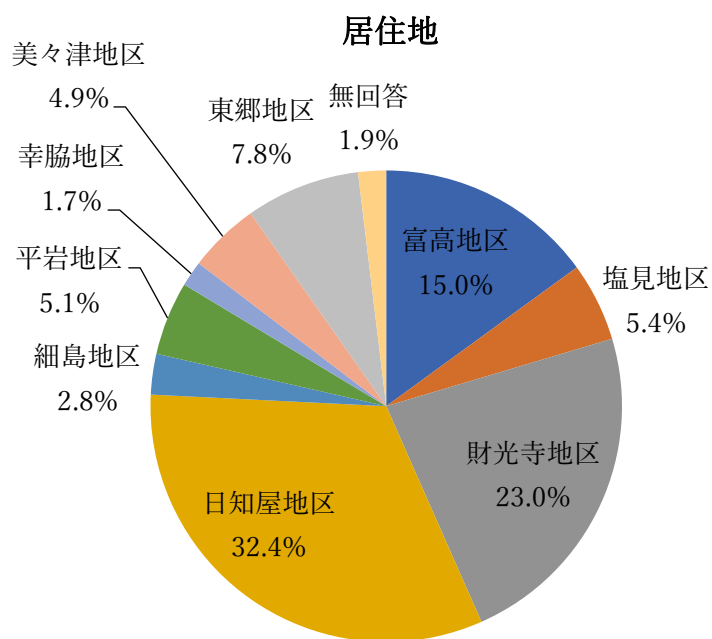
年代

	回答数	構成比
30 歳代	53	9.2%
40 歳代	88	15.3%
50 歳代	103	17.9%
60 歳代	161	28.0%
70 歳代	167	29.1%
無回答	2	0.3%
計	574	100.0%



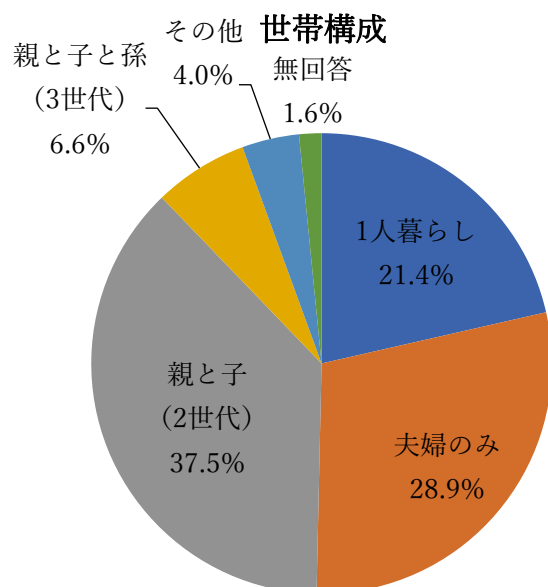
居住地

	回答数	構成比
富高地区	86	15.0%
塩見地区	31	5.4%
財光寺地区	132	23.0%
日知屋地区	186	32.4%
細島地区	16	2.8%
平岩地区	29	5.1%
幸脇地区	10	1.7%
美々津地区	28	4.9%
東郷地区	45	7.8%
無回答	11	1.9%
計	574	100.0%



世帯構成

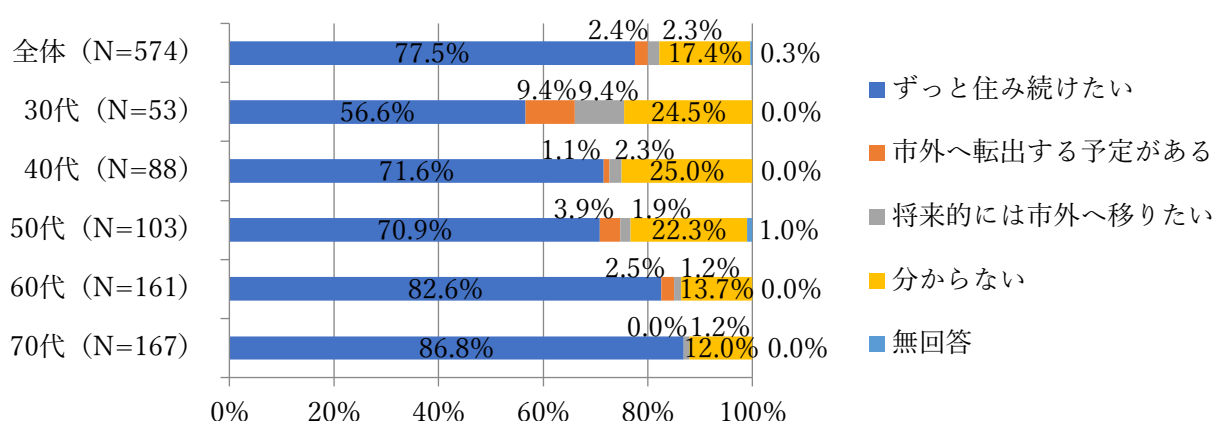
	回答数	構成比
1人暮らし	123	21.4%
夫婦のみ	166	28.9%
親と子 (2世代)	215	37.5%
親と子と孫 (3世代)	38	6.6%
その他	23	4.0%
無回答	9	1.6%
計	574	100.0%



○その他の意見

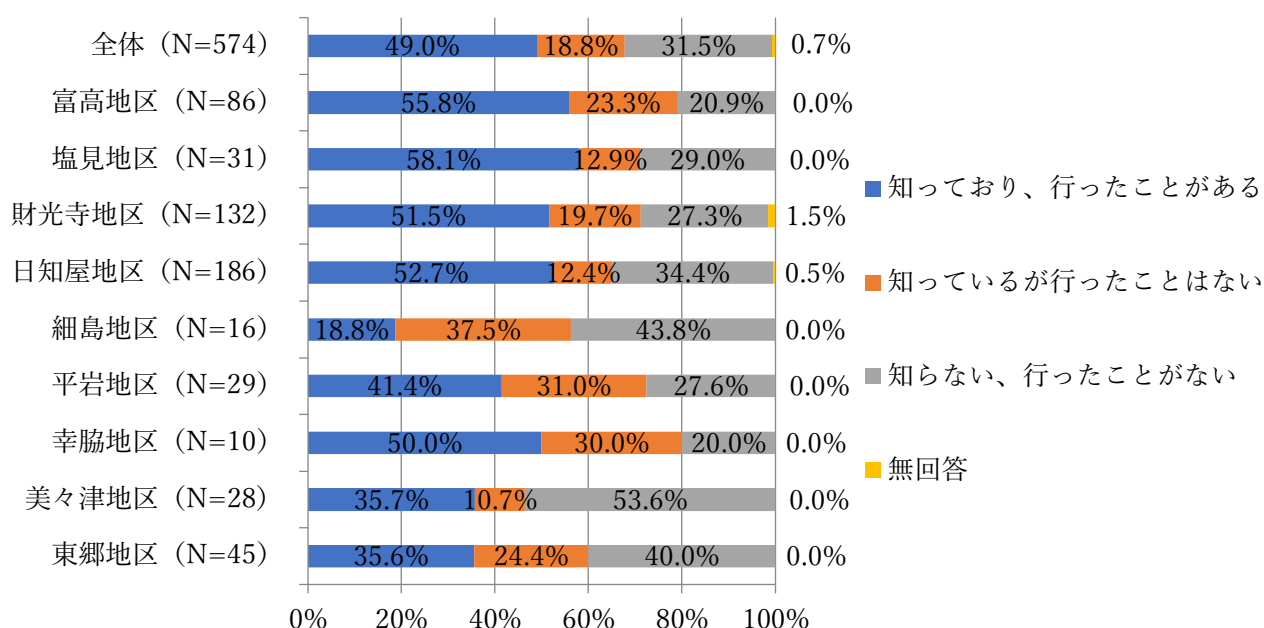
- ・兄弟
- ・甥、姪
- ・グループホーム、施設
- ・夫婦、姑、姉
- ・第3者と同居

問2 今後も日向市に住み続けたいと思いますか。(○はひとつ)



全体で「ずっと住み続けたい」が77.5%となっており、年代別でみると、年代が上がるにしたがって「ずっと住み続けたい」が高くなっていることが分かる。

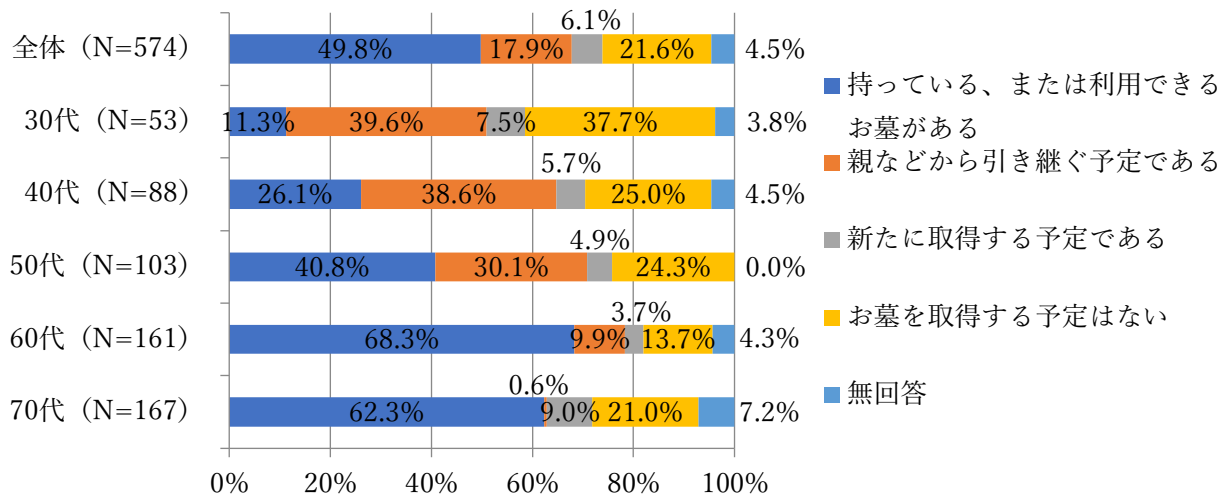
問3 日向市に市営墓地があることを知っていますか。(○はひとつ)



全体で「知っており、行ったことがある」、「知っているが行ったことはない」が合わせて 67.8% となっており一定の知名度があることがうかがえる一方、細島地区や—美々津地区は「知らない、行ったことがない」の割合が高く、地域により偏りが見られる。

現在のお墓について

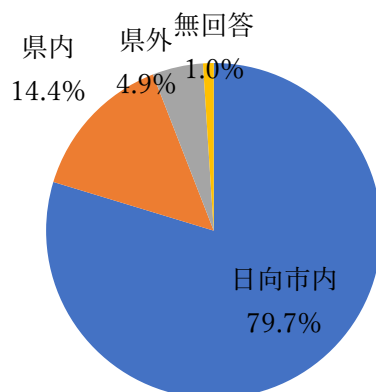
問4 あなたは現在、お墓をお持ちですか。(○はひとつ)



全体で「持っている、または利用できるお墓がある」が 49.8% と最も高くなっている一方、「新たに取得する予定である」は 6.1% と低い値を示している。また、「お墓を取得する予定はない」が 21.6% となっており、年代別で見ると若い世代で「お墓を取得する予定はない」の割合が高くなっていることが分かる。

問5 問4で、現在お墓を「持っている、または利用できるお墓がある」、「親などから引き継ぐ予定である」と答えた方におたずねします。

(1) そのお墓は、どこにありますか。(○はひとつ)

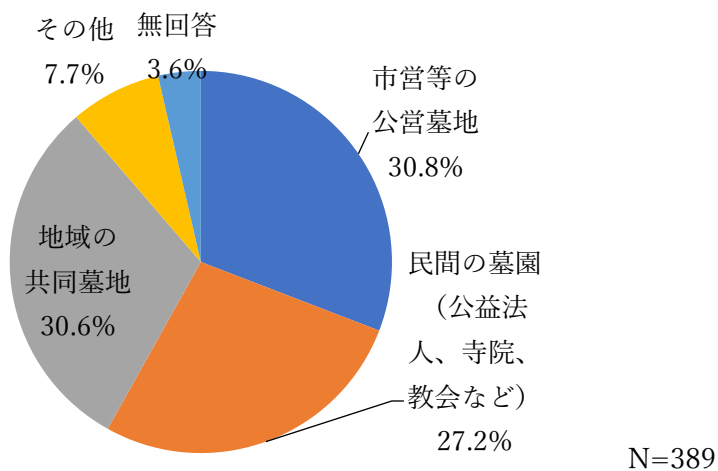


N=389

○県外について

大分県、鹿児島県、熊本県、福岡県、佐賀県、愛媛県、兵庫県

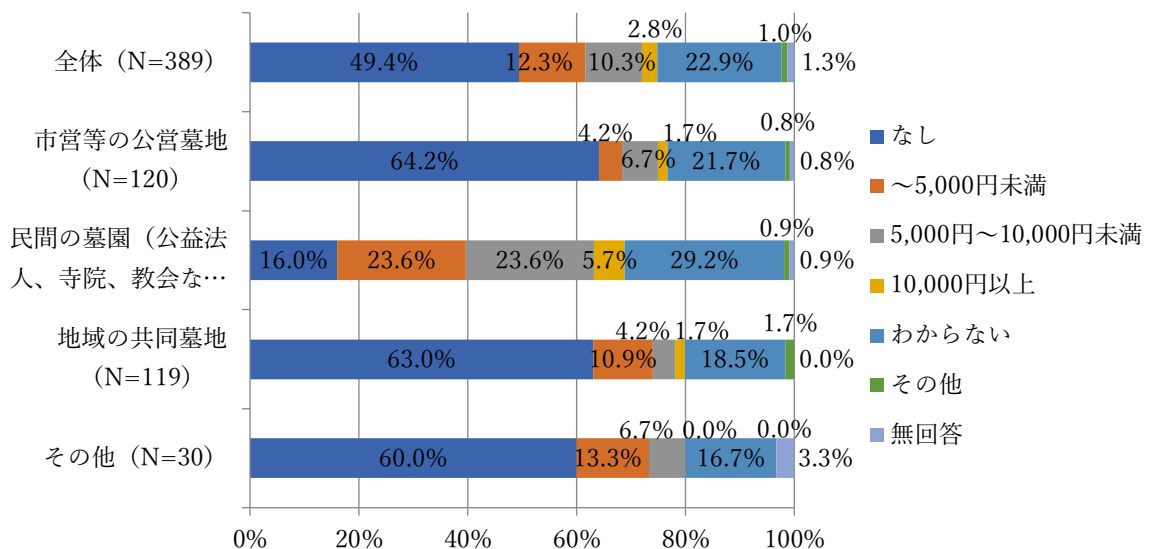
(2) そのお墓は、次のうちどれですか。(○はひとつ)



○その他の意見

個人所有、私有地、納骨堂、親族の共同墓地、分からない

(3) お墓の年間の管理料はいくらですか。(○はひとつ)



○その他の意見

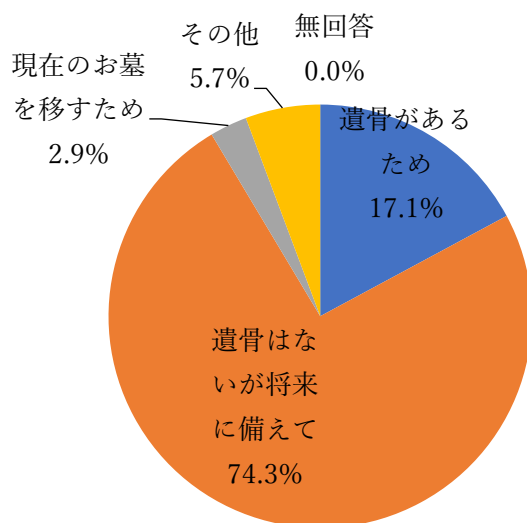
・年間の水道代のみ。

・(2)において「市営等の公営墓地」、「民間の墓園」、「地域の共同墓地」のそれぞれの割合はほぼ同じとなっており、経営母体は分散していることが分かる。

・(3)において「市営等の公営墓地」や「地域の公共墓地」は管理料が発生しないことが多くなっている一方、「民間の墓園」については管理料が発生していることが多くなっている。

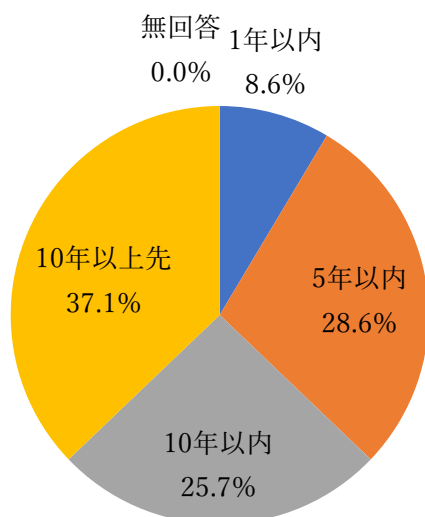
問6 問4で「新たに取得する予定である」と答えた方におたずねします。

(1) 新たに取得を希望するのは、どのような理由からですか。(○はひとつ)



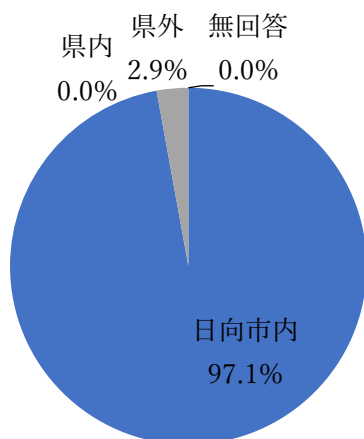
N=35

(2) いつごろ取得したいとお考えですか。(○はひとつ)



N=35

(3) どこに取得する予定ですか。(○はひとつ)

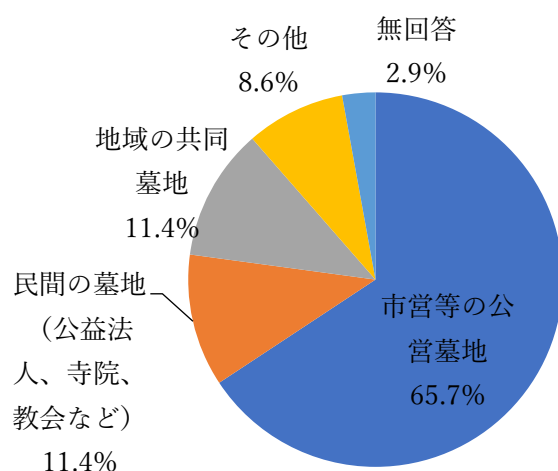


N=35

○県外について

具体的に考えていない

(4) あなたが取得したいと思うお墓はどれですか。(○はひとつ)



N=35

○その他の意見

- ・納骨堂 (市営や寺院のもの)
- ・今後、子どもとの話し合いで決めたい。
- ・未定

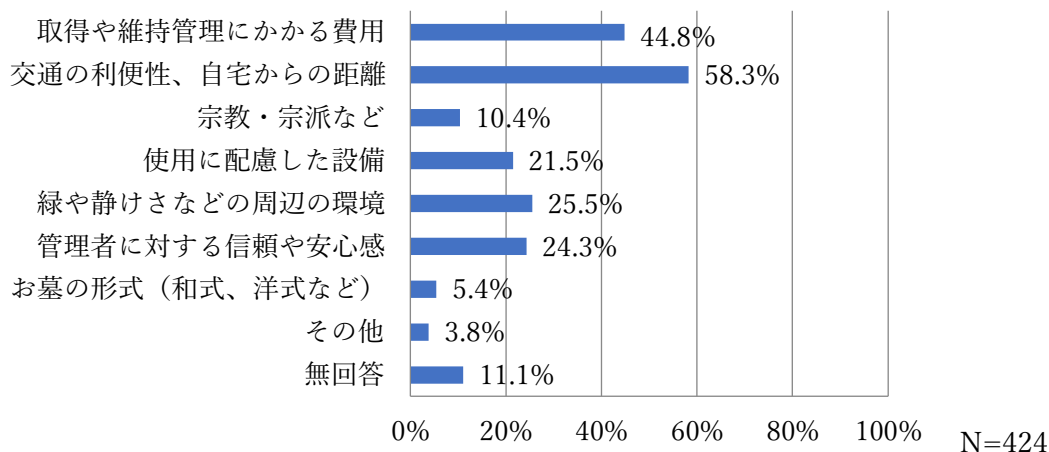
・(1)において、「遺骨はないが将来に備えて」が74.3%となっており、将来の備えとして墓地を取得したい人が一定数いることが分かる。

・(4)において、「市営等の公営墓地」が65.7%となっており、公営墓地が墓地を取得したい人に対して高いニーズがあることが分かる。

今後の墓地の在り方について

問7 問4で「持っている、または利用できるお墓がある」、「親などから引き継ぐ予定である」、「新たに取得する予定である」と答えた方におたずねします。

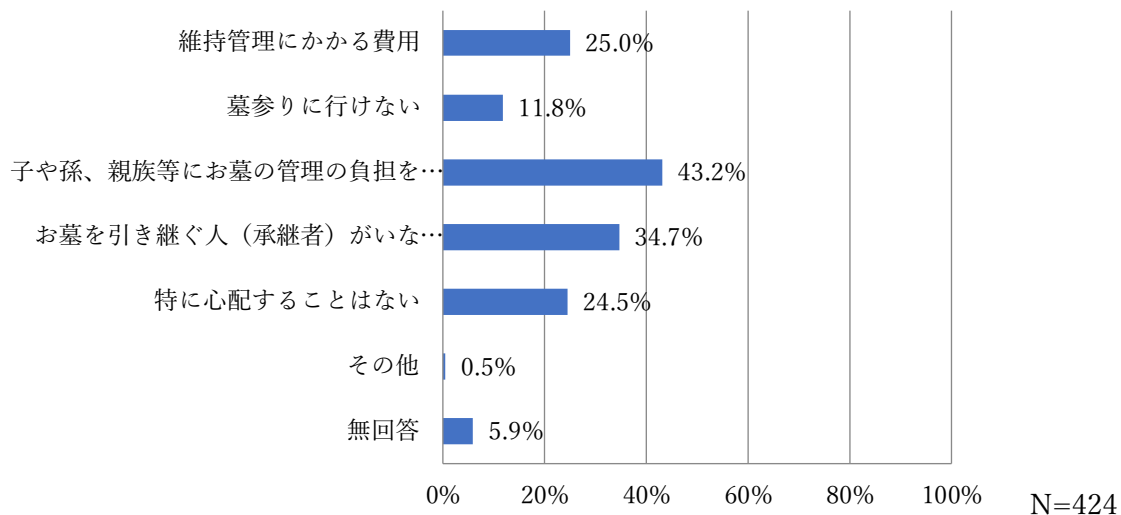
(1) お墓を利用する際や取得する際に、何を重視しますか。(複数回答可)



○その他の意見

- ・現お墓の管理、持続
- ・先祖代々のお墓
- ・子ども達への負担

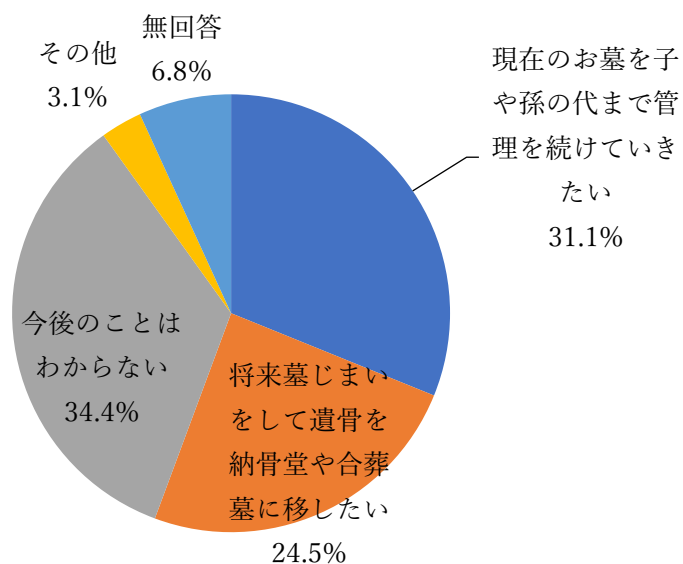
(2) 将来を含め、お墓に関する不安や心配ごとは何ですか。(複数回答可)



○その他の意見

- ・納骨してもらったら、後はほったらかしでも構わない。
- ・水道がないため水の管理が難しい。

(3) 今後、お墓をどのようにしたいとお考えですか。(○はひとつ)



○その他の意見

- ・シンボルとなる樹木の下に区分けした場所に埋葬したい。
- ・合葬墓であれば個人で管理しなくて良い。

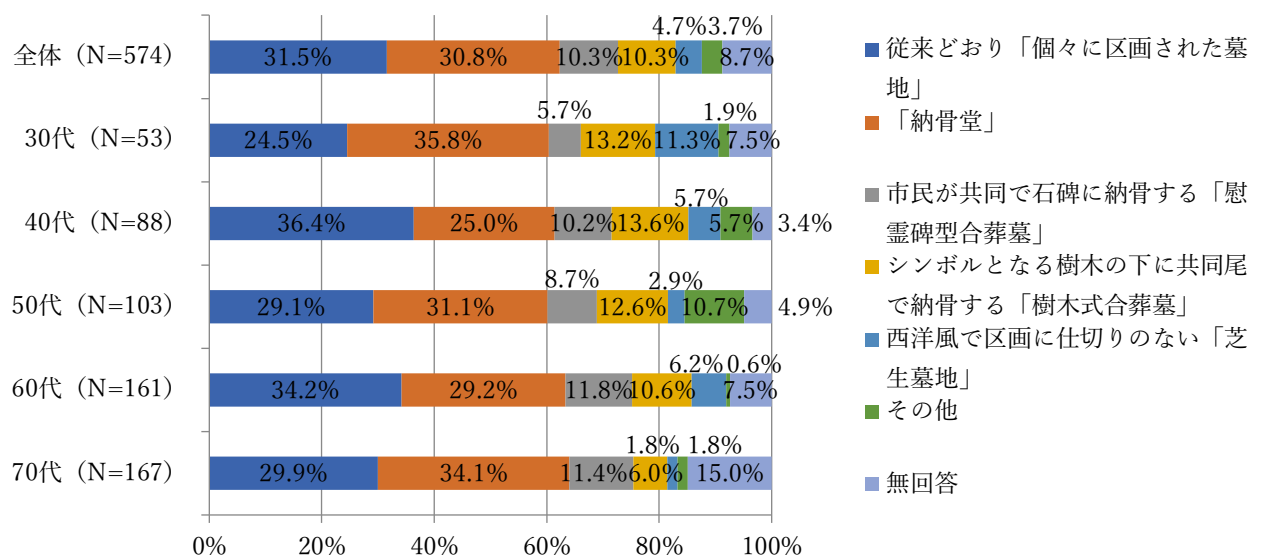
- ・子どもが日向市に居住することになれば管理をお願いできるが、子どもの居住する県外に移骨するかもしれない。

・（１）において「交通の利便性、自宅からの距離」が 58.3%、「取得や維持管理にかかる費用」が 44.8%となっており、環境や設備より、費用や交通面での利便性を求める声が多くなっている。

・（２）において、「子や孫、親族等にお墓の管理の負担をかけたくない」が 43.2%、「お墓を引き継ぐ人（承継者）がいない、墓を守ってくれる人がいない」が 34.7%となっており、将来お墓の承継、管理について不安に思う人が多くなっている。

問 8 さまざまな埋葬形態が考えられますが、今後どのようなお墓を期待しますか。

（○はひとつ）



○その他の意見

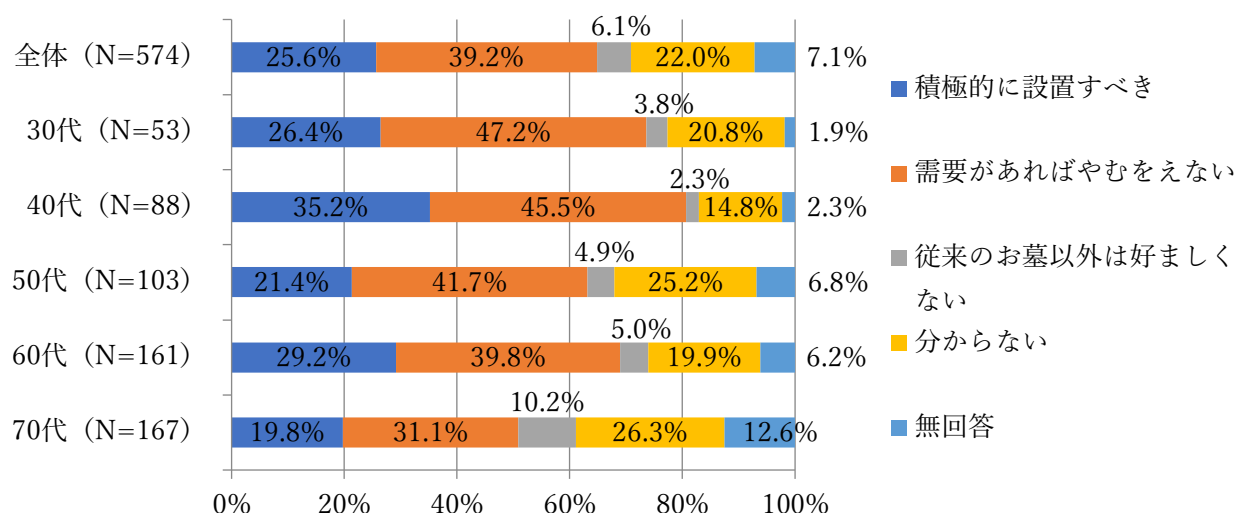
- ・散骨（山、川、海）
- ・骨をダイヤモンドにする。
- ・ペットのお骨も一緒に納骨できる墓地ができるとよい。
- ・墓自体必要ない。

従来どおりの「個々に区画された墓地」や「納骨堂」を期待する意見が多かったが、合葬式墓地の意見も一定数あった。年代別における傾向は見られなかった。

その他の意見の中では「散骨」や「墓自体必要ない」という意見が多かった。

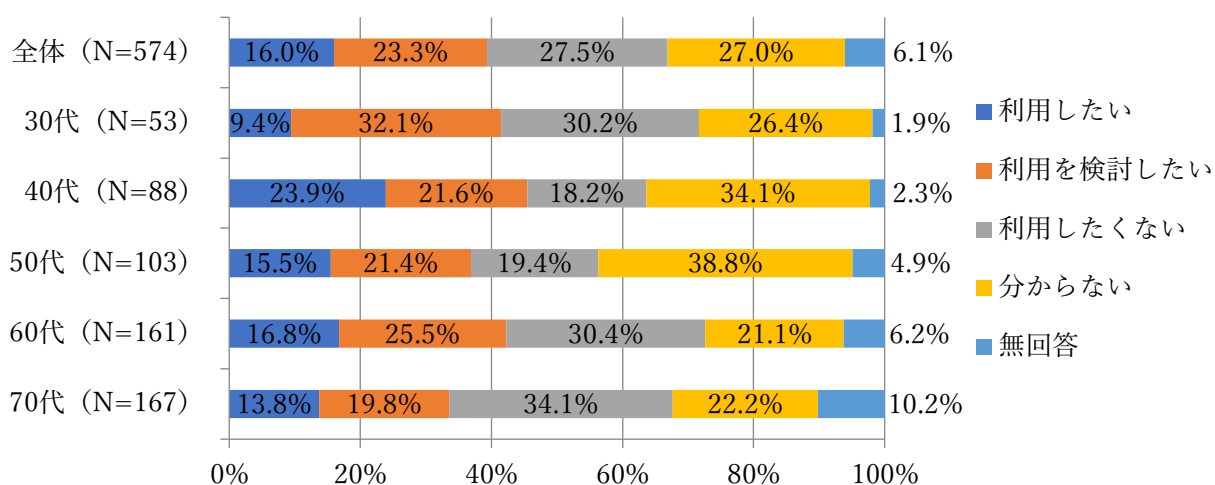
合葬墓について

問 9 近年、合葬墓の需要が高まっています。このようなお墓の設置について、どのようにお考えですか。（○はひとつ）



全体で「積極的に設置すべき」、「需要があればやむをえない」が合わせて 64.8%となっており、合葬墓について容認する人が半数を超えていることが分かる。年代別でみると、30代、40代でそれぞれ70%を超え、若い年代で割合が高くなっている。

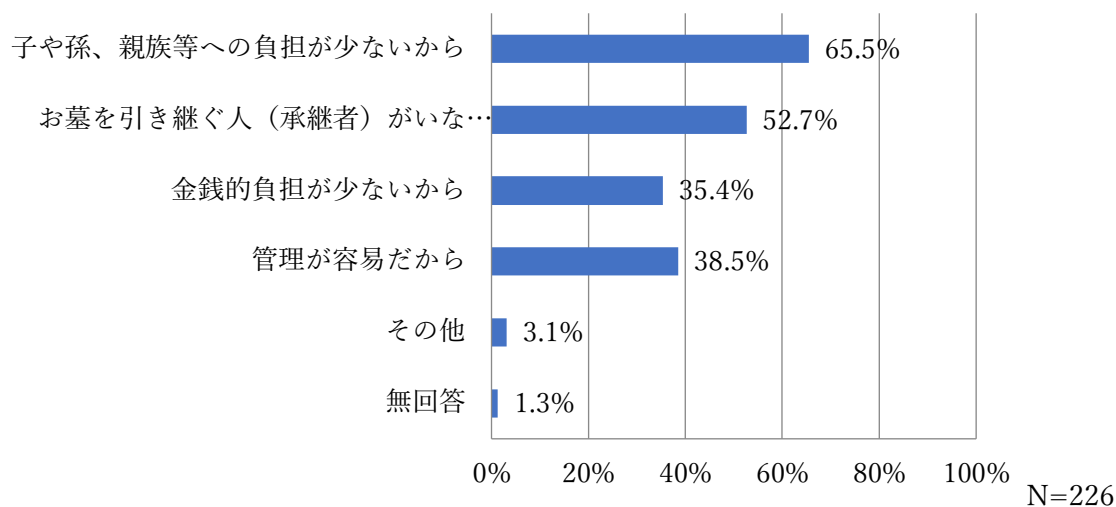
問10 日向市で合葬墓が整備された場合、利用したいですか。(○はひとつ)



全体で「利用したい」、「利用を検討したい」が合わせて 39.3%となっており、利用を希望する人が一定数いることが分かる。

問11 問10で「利用したい」、「利用を検討したい」と答えた方におたずねします。

主な理由を教えてください。(複数回答可)



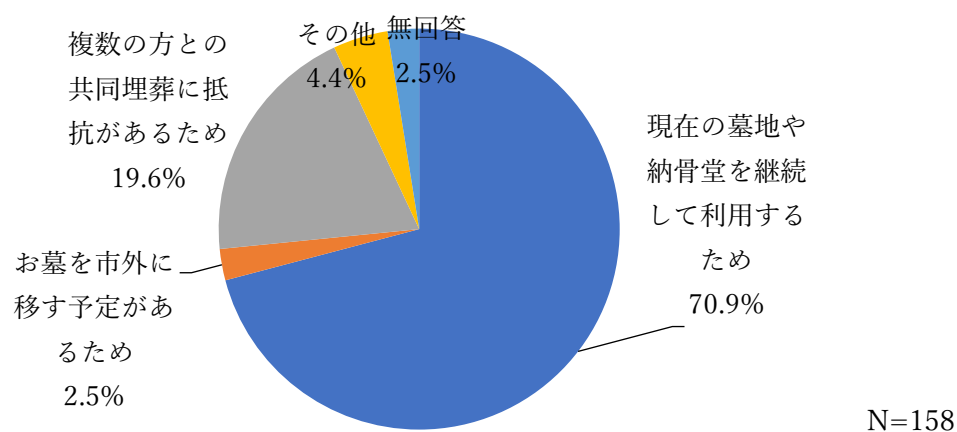
○その他の意見

- ・このままだと墓地の数が足りなくなりそう。少子化により管理する人も減ってくるのではない
- か。
- ・花があったりしてきれいに管理してくれるから。
- ・親の宗教の墓に入りたくないから。
- ・弟、妹、甥姪すべて県外にいるため。

「子や孫、親族等への負担が少ないから」が65.5%、「お墓を引き継ぐ人（承継者）がいない（いなくなるかもしれない）から」が52.7%で、将来のお墓の承継、管理への不安から合葬墓を検討する人が多いことが分かる。

問12 問10で「利用したくない」と答えた方におたずねします。

主な理由を教えてください。(○はひとつ)



○その他の意見

- ・子や孫の自分のルーツが分からなくなるため。
- ・お墓の必要性を感じないため。
- ・心の中で時々思い出して貰えれば充分。

「現在の墓地や納骨堂を継続して利用するため」が70.9%と最も高くなっている一方、「複数の方との共同埋葬に抵抗があるため」が19.6%となっており、お墓の形態に抵抗を感じる人が一定数いることが分かる。

問13 その他、お墓についてご意見がありましたら、ご自由にお書きください。

(主な意見を抜粋)

○環境整備について

- ・放置されたお墓の取扱方法の検討が必要だと思う。
- ・市営の墓地を設置するなら、宮崎南部墓地のように多目的の広場を作るなど人が集まりやすい形式がよいと思う。
- ・墓石を画一的なサイズで統一したほうが良いのでは。景観的に。

○合葬墓について

- ・樹木葬も一つの方法だと思う。
- ・人口減少と高齢化が進むことを考えると、個々に管理維持していくことは難しくなる。合葬墓を積極的に進めるべきと考える。今回のアンケートにはなかったが、維持費の負担についても何らかの対応を考えるべきである。
- ・費用がかかるようであれば、従来型の方が良いと思う。お墓をのちに管理する人がいない場合に合葬墓に移行していく方が良いと思う。

○お墓の承継について

- ・お墓を引き継ぐ人がいない予定なので、周りに負担をかけないようにしたいと思っている。
- ・お墓は先祖代々への感謝を実感できる場所であり、命のバトンを受け継いでいる有難さや家族の連帯感を確認できる場所と空間である。ただ、将来的には今と違った形であってもよいような気がする。なるべく負担にならず、承継できれば良いと思う。

○納骨堂について

- ・今後墓じまい等の需要が増えてくると思うので市営の納骨堂（金銭的負担があまり高くない）がもっと増えると良いと思う。合葬墓や芝生墓地もこれからの新しい形としての選択肢として浸透してくるのかなとも思う。
- ・高齢化社会において個人墓の管理の限界が目前に迫っている。かといって一緒にされる合葬墓には抵抗がある。是非現在の市営墓地に当初は希望者のみでも良いので市営の納骨堂を設置してほしい。（お寺に比べて割安で）

○その他

- ・最近墓を建てる人が少なくなったが、今一度皆が振り返って考えなければならない。先祖に感謝して墓を建て、祭るのは子孫の務め、義務である。
- ・お墓参りもあまり行かないので、正直お墓は持ちたくない。家で仏壇があれば良いかなと思う。

城山墓園使用者からの回答

○送付数…700 件（令和 2 年 8 月 1 日時点で市営墓地使用者台帳に登録されているもので、使用者死亡等を除いた 30 歳以上 80 歳未満の使用者一覧から無作為抽出）

返戻数…5 件

回答数…467 件

回収率…66.7%

○調査期間 令和 2 年 8 月 28 日から 9 月 25 日まで

○調査方法 郵送自記式（返信用封筒を同封）

※構成比は小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100%にならない場合があります。

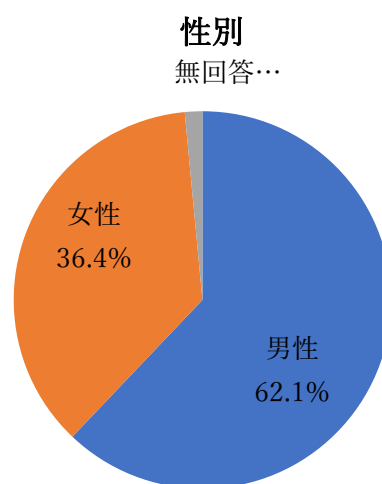
その他の意見、自由記述については、主なものを抜粋しています。

あなたご自身について

問 1 あなたご自身についておたずねします。

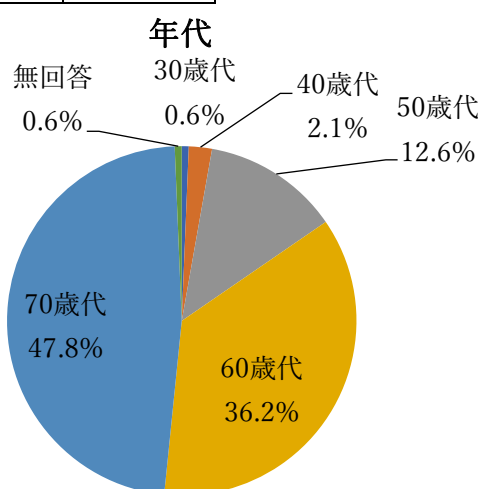
性別

	回答数	構成比
男性	290	62.1%
女性	170	36.4%
無回答	7	1.5%
計	467	100.0%



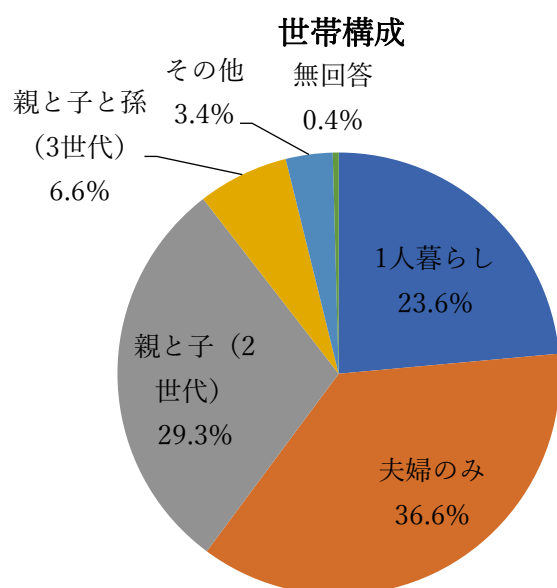
年代

	回答数	構成比
30 歳代	3	0.6%
40 歳代	10	2.1%
50 歳代	59	12.6%
60 歳代	169	36.2%
70 歳代	223	47.8%
無回答	3	0.6%
計	467	100.0%



世帯構成

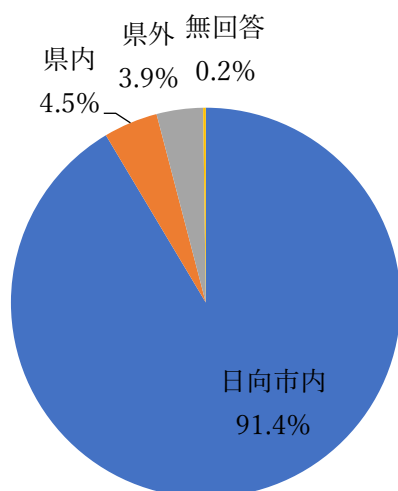
世帯構成	回答数	構成比
1人暮らし	110	23.6%
夫婦のみ	171	36.6%
親と子（2世代）	137	29.3%
親と子と孫（3世代）	31	6.6%
その他	16	3.4%
無回答	2	0.4%
計	467	100.0%



○その他

- ・兄弟、姉妹
- ・本人と孫

問2 あなたのお住まいを教えてください。(○はひとつ)



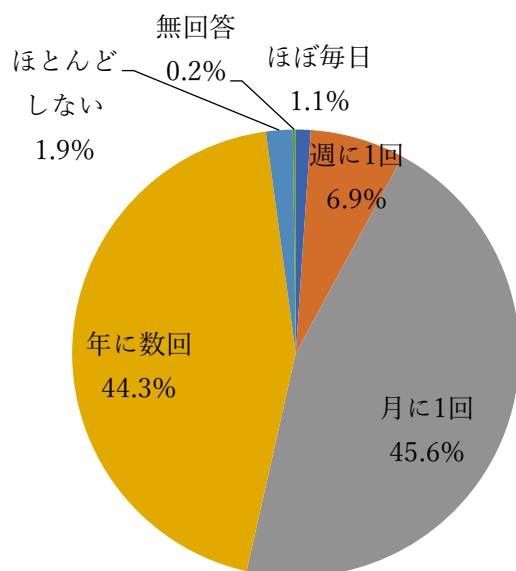
N=467

○県外について

東京都、鹿児島県、愛知県、神奈川県

現在のお墓について

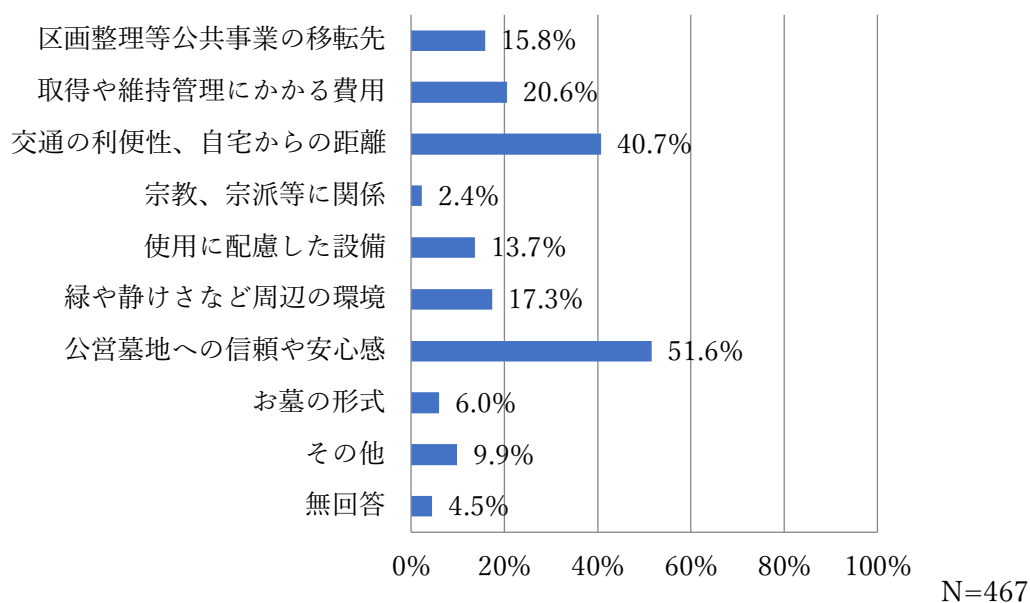
問3 あなたは、どのくらいの頻度でお墓まいりをされますか。(○はひとつ)



N=467

「月に1回」が45.6%で一番高くなっており、次いで「年に数回」が44.3%となっている。

問4 市営城山墓園を選ばれたとき、何を重視しましたか。(複数回答可)

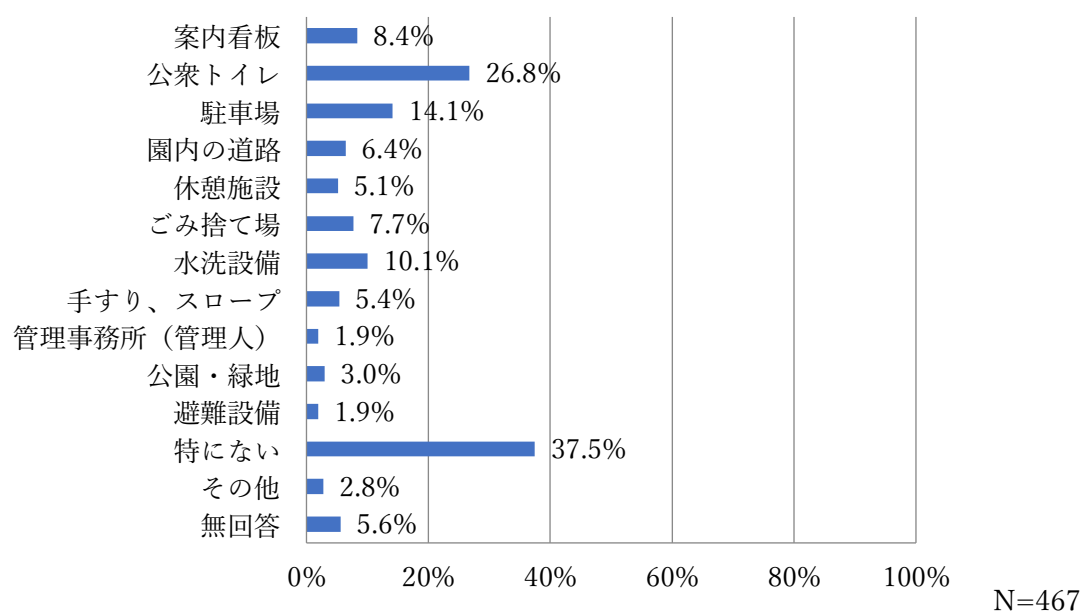


○その他の意見

- ・親が決めたので分からない。
- ・他地区からの移転
- ・親の墓が近くにあるから。

「公営墓地への信頼や安心感」が51.6%で、次いで「交通の利便性、自宅からの距離」が40.7%となっている。その他の意見として、「親が決めたので分からない」などの意見が多かった。

問5 市営城山墓園で、整備や増設を期待する施設はありますか。(複数回答可)

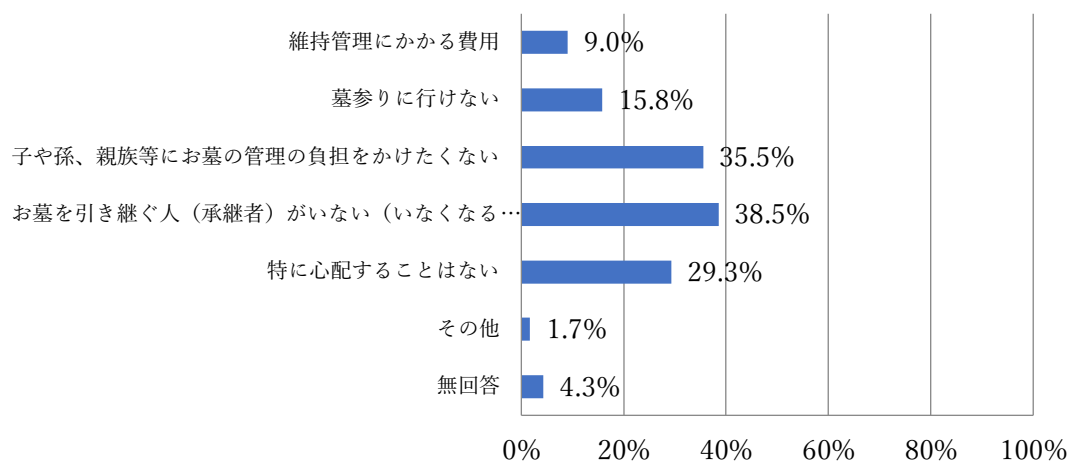


○その他の意見

- ・墓前の通路の整備
- ・駐車場に屋根を設置し、雨除け日除け、休憩場所として活用。
- ・自動販売機
- ・花、しきみ、飲料等の販売施設
- ・側溝の整備。水が流れなくなっており、ゴミがたまり汚い。
- ・竹笹の伐採をお願いしたい。
- ・使用者が手入れしていない墓の整備をしてもらいたい。

「特にない」が37.5%で、次いで「公衆トイレ」が26.8%であった。その他の意見の中では「側溝の整備」や「墓前の通路の整備」などの意見が多かった。

問6 将来を含め、お墓に関する不安や心配ごとは何ですか。(複数回答可)



N=467

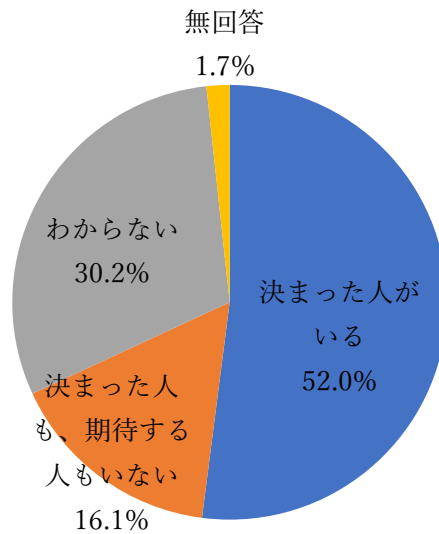
○その他の意見

- ・子どもが県外に住み、今後日向市に住むか見通せないこと。
- ・城山墓園が遠い山の中なので、車に乗れなくなったとき。
- ・子どもが県外に就職して墓の管理ができない。
- ・今は考えていない。
- ・子どもに任せる。

「お墓を引き継ぐ人(承継者)がいない(いなくなるかもしれない)」が38.5%、「子や孫、親族等にお墓の管理の負担をかけたくない」が35.5%となっており、将来お墓の承継、管理について不安に思う人が多くなっている。

今後の墓地の在り方について

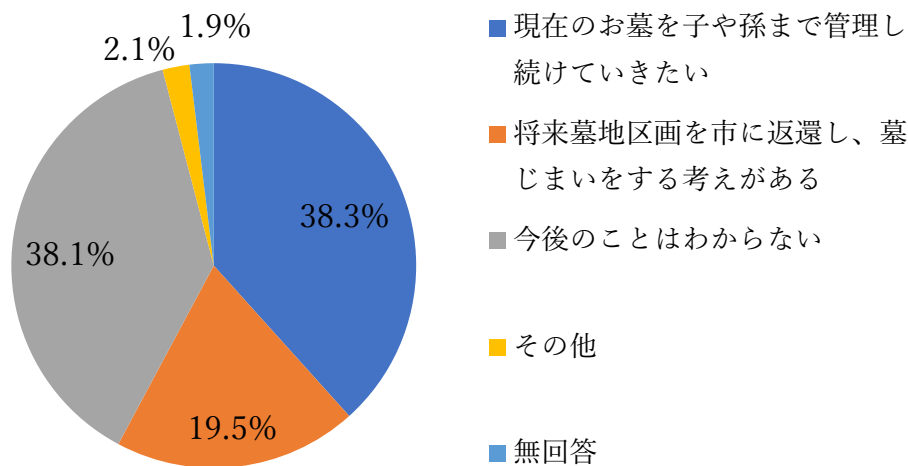
問7 お墓を引き継いでくれる人（承継者）はいますか。（○はひとつ）



N=467

「決まった人がいる」が52.0%と約半数の人が承継者がいると回答している一方、「決まった人も、期待する人もいない」、「わからない」と回答している人が合わせて46.3%となっている。

問8 今後、お墓をどのようにしたいとお考えですか。（○はひとつ）



N=467

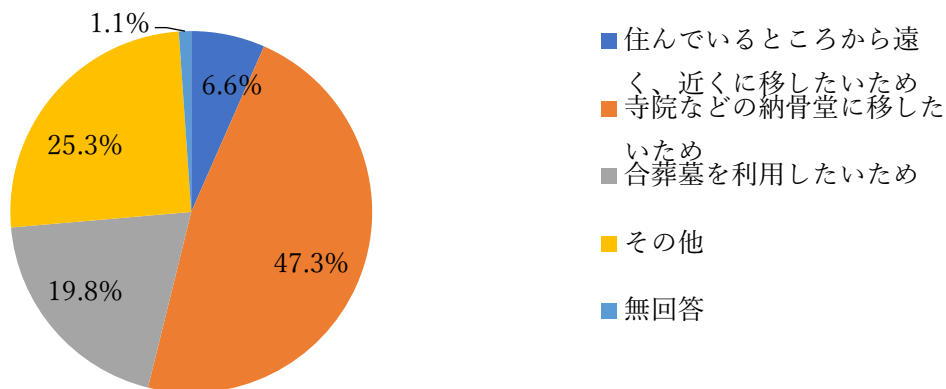
○その他の意見

- ・納骨堂が確保されている。
- ・寺に墓を建てた。
- ・共同墓地にしてほしい。
- ・自分の代までは管理を続けたい。
- ・子どもと話し合いをしたいと思う。

「将来墓地区画を市に返還し、墓じまいをする考えがある」が19.5%となっており、およそ5人に1人が墓じまいを考えていることが分かる。

問9 問8で「将来墓地区画を市に返還し、墓じまいをする考えがある」と回答された方におたずねします。

なぜ墓じまいをしたいとお考えですか。(○はひとつ)



N=91

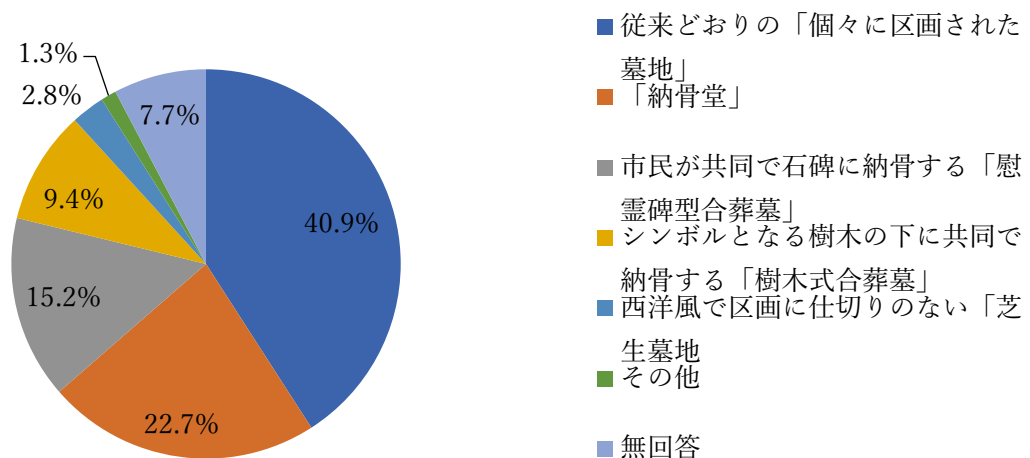
○その他の意見

- ・私の代で墓の管理者がいなくなる。自分が元気うちに永代供養ができる場所を探したい。
- ・子どもが県外に嫁いでおり、承継者がいない。
- ・私が死亡した後に承継者がいない。合葬墓が利用できるのであれば利用したい。

「寺院などの納骨堂に移したいため」が47.3%、「合葬墓を利用したいため」が19.8%となっており、従来の墓地以外のお墓を希望している人が多いことが分かる。その他の意見として、「永代供養を考えている」、「子どもが県外に住んでいるため」という意見が多かった。

問10 さまざまな埋葬形態が考えられますが、今後どのようなお墓を期待しますか。

(○はひとつ)



N=467

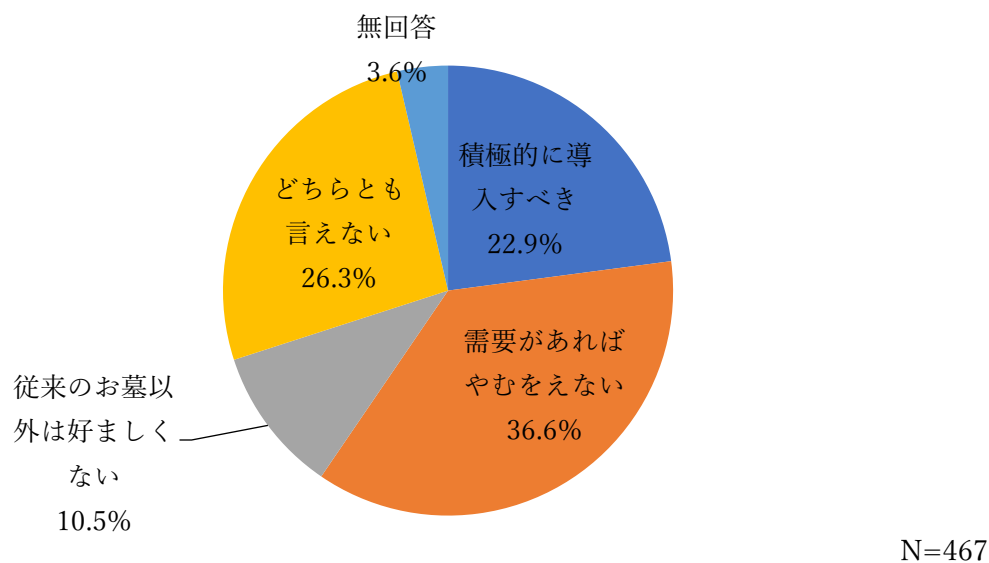
○その他の意見

- ・よく分からない。
- ・散骨

「納骨堂」が22.7%、「慰霊碑型合葬墓」、「樹木式合葬墓」が合わせて24.6%となっており、従来の墓地以外を希望する人が一定数いることが分かる。

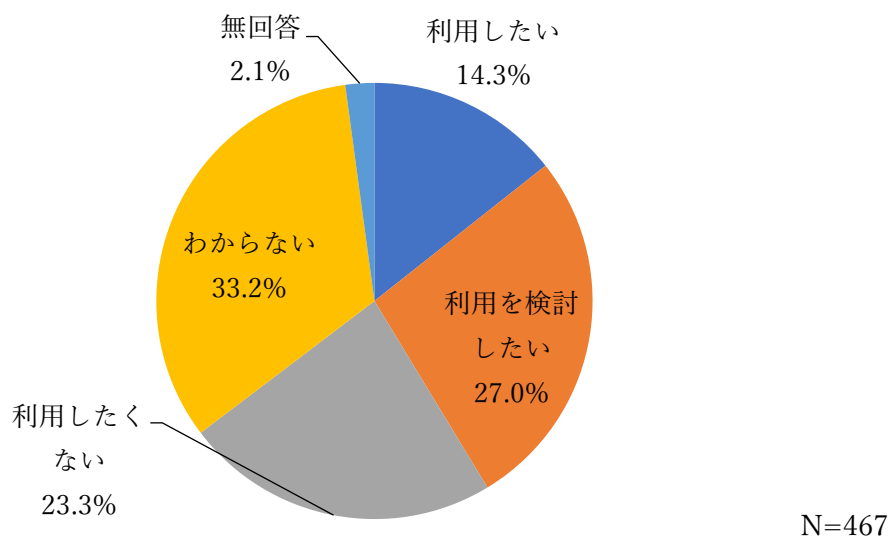
合葬墓について

問1 1 近年、合葬墓の需要が高まっています。このようなお墓の設置について、どのようにお考えですか。(○はひとつ)



「積極的に導入すべき」、「需要があればやむをえない」が合わせて59.5%となっており、合葬墓について容認する人が半数を超えていることが分かる。

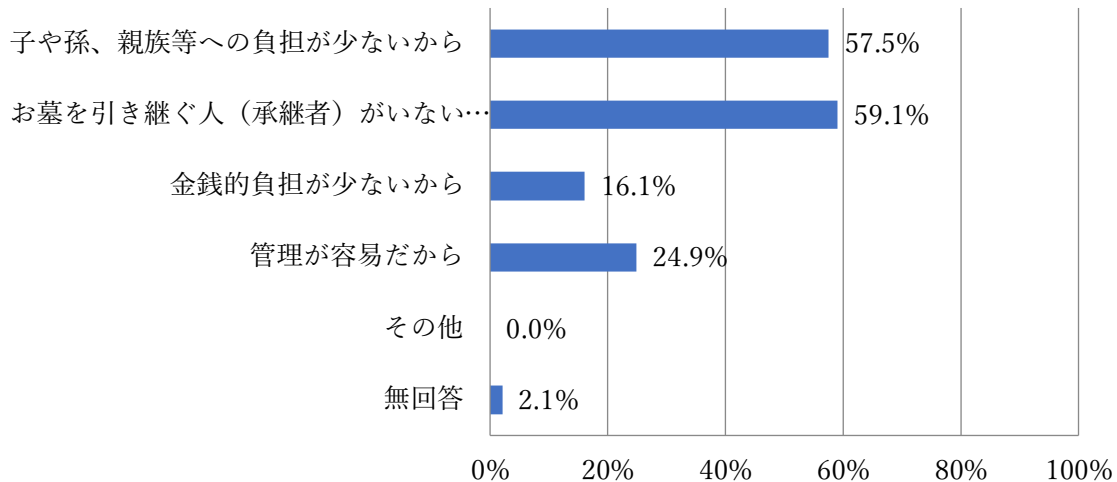
問1 2 日向市で合葬墓が整備された場合、利用したいですか。(○はひとつ)



「利用したい」、「利用を検討したい」が合わせて 41.3%となっており、利用を希望する人が一定数いることが分かる。

問 1 3 問 1 2 で「利用したい」、「利用を検討したい」と答えた方におたずねします。

主な理由を教えてください。(複数回答可)

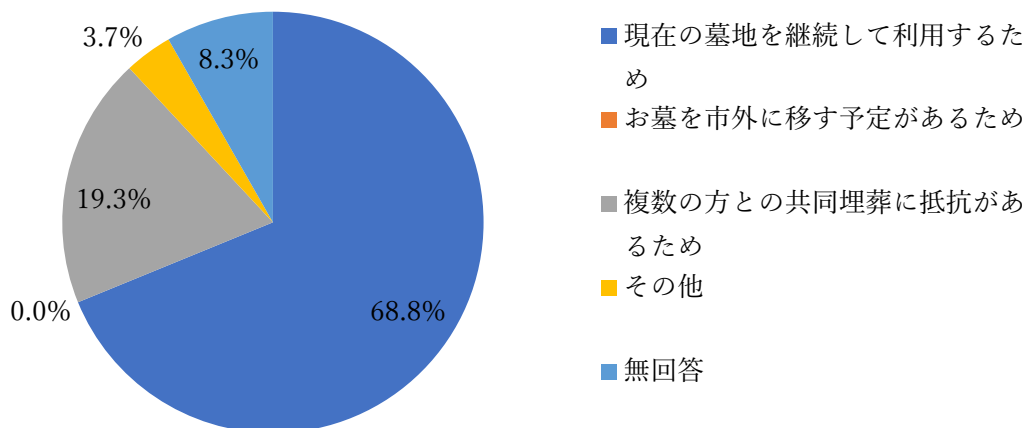


N=193

「子や孫、親族等への負担が少ないから」が 57.5%、「お墓を引き継ぐ人（承継者）がいない（いなくなるかもしれない）から」が 59.1%となっており、将来のお墓の承継、管理についての不安から合葬墓を検討する人が多いことが分かる。

問 1 4 問 1 2 で「利用したくない」と答えた方におたずねします。

主な理由を教えてください。(〇はひとつ)



N=109

○その他の意見

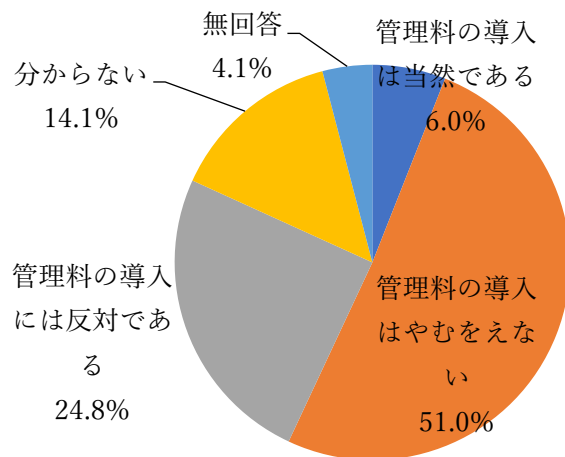
- ・ 寺に預ける。(永代供養)
- ・ 散骨してほしいから。

「現在の墓地を継続して利用するため」が 68.8%と一番高くなっている一方、「複数の方との共同埋葬に抵抗がある」が 19.3%となっており、お墓の形態に抵抗を感じる人が一定数いることが分かる。

管理料の導入について

問 1 5 市営城山墓園では、区画を貸出する際に納付していただいた使用料で、墓園内の光熱水費、ごみ収集、除草作業などの維持管理の経費を賄っています。

今後、使用料収入の減少、施設の老朽化等によって経費が増大することが予想されます。運営を継続、墓園の維持管理、設備を充実していく上で、管理料を導入することについて、どう思いますか。(○はひとつ)



N=467

○「管理料の導入は当然である」の理由

- ・ゴミ収集、除草は必要であるから。
- ・管理の費用を税金で賄うのは申し訳ないので、管理料はとって頂きたいです。
- ・安心感がある。

○「管理料の導入はやむをえない」の理由

- ・経費増大に伴う費用は仕方ないけれど、お寺さんにも毎年納入金があるので、あまり高いと年金受給者が多いときついと思う。
- ・多くの負担のない範囲で、環境の良い墓園であってほしい。
- ・必要なら仕方ない。ただし低廉にすべき。
- ・利用料収入の減少等やむを得ないと思う。

○「管理料の導入には反対である」の理由

- ・自身の墓は自分で維持管理するため。
- ・年金生活なので、今の生活がやっと。
- ・現維持方法で理解して購入したから。
- ・全員からの使用料を取るのは無理なような気がするため。
- ・子や孫に管理料の負担をかけたくない。

○「分からない」の理由

- ・管理料の金額が分からないため。

- ・導入する理由について、予想されるだけでは答えようがない。(状況等数字で示してほしい。)
- ・負担が増えるのは好ましくない。
- ・承継者が確定していないので、管理料を払い続けられるかわからない。
- ・貸出する際の使用料で済むと思っていたので。

「管理料の導入は当然である」、「管理料の導入はやむをえない」が合わせて 57.0%となっており、半数以上の人から理解が得られると考えられる一方、「管理料の導入には反対である」が 24.8%となっており、およそ 4 人に 1 人が反対ということが分かる。

問 16 その他、市営墓地についてご意見がありましたら、ご自由にお書きください。

(主な意見を抜粋)

○環境整備について

- ・区画による番号とかあると思うが、主な角などに印をつけてほしい。ゴミの問題とかあると思うが、テーブルやイスを置いて公園化して、弁当とか食べるところがあるとよいと思う。
- ・近隣の墓地でしっかり管理しないところがあり、草が生い茂って迷惑なので、市の方で一度、利用状況を把握する必要があるのではないか。
- ・離れた北側の墓地へ行く道が分かりにくく、トイレが無い。
- ・高齢者が増えて自前の墓の近く（前）に路上駐車が多く離合が出来ない時が多い。駐車場を広くしてほしい。整理員を常駐するか管理人が居れば良いかと。
- ・お盆の時期の墓参りは炎天下がこたえるので、日除けできる場所があると助かる。

○合葬墓について

- ・宮崎市には樹木葬とか芝生墓地等あるので、日向市でも造ってほしい。
- ・時期ははっきり決めていないが、墓地計画の進行時期が決まれば合葬墓を利用したい。市営の納骨堂は良いと思うが数が限られるのではないかと思うし抽選等で漏れるのは困る。納骨堂も定期的な参拝、管理が必要となるので。合葬墓が多く埋葬を可能にするのではないか。土地に余裕があれば納骨堂、合葬墓の選択肢があると良いのでは。
- ・後継ぎが皆いないのではないか。私も子どもがいなく途絶えそう。遺骨はどこかに埋葬する必要があるのでは、合葬墓がぜひ必要である。

○納骨堂について

- ・市営の納骨堂が少ないのでもっとたくさんの方が利用できるようにしてほしい。この先、墓地を使用する人は少なくなると思う。
- ・納骨堂を増やしてほしい。親が年のため一人で市営墓地までいけないので、タクシーだと料金がかかり、年金生活のため苦しい。

○管理料について

- ・墓地管理料も最初は安くても将来高額にならないか危惧する。
- ・花、しきみ、飲料等の自動販売機設置などの収益を管理料に充てる。

○その他

- ・昔は先祖を大事にお墓とかしっかりお参りしていたけど、現在の時代は薄れてきていると思う。
神仏に拝む人が少なく、先祖を敬う心がなくなったような気がする。これから先都会も田舎も、人間関係が希薄になると思う。
- ・時代の流れ、社会状況の変化でニーズも変化、私自身の状況も変化する中で悩みの一つである。
ベストな方向に進むようお願いしたい。